

第1回智頭町議会定例会会議録

令和3年3月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 4号 令和3年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 5号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第10. 議案第 9号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第11. 議案第10号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12. 議案第11号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第13. 議案第12号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第14. 議案第13号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15. 議案第14号 令和3年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第26号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第18. 議案第27号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定について
- 第19. 議案第28号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 第20. 議案第29号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 第21. 議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第22. 議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第23. 議案第32号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 第 24. 議案第 33 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 25. 議案第 34 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 26. 議案第 35 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 36 号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 28. 議案第 37 号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 29. 議案第 38 号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 30. 議案第 39 号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 31. 議案第 40 号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 32. 議案第 41 号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 33. 議案第 42 号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第 34. 議案第 43 号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 35. 議案第 44 号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 36. 議案第 45 号 智頭町副町長の選任について
- 第 37. 議案第 46 号 智頭町監査委員の選任について
- 第 38. 議案第 47 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第 39. 議案第 48 号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第 40. 議案第 49 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）

- 第 4 1. 議案第 5 0 号 町道の路線の認定について
- 第 4 2. 議案第 5 1 号 財産の無償譲渡について
- 第 4 3. 議案第 5 2 号 第 4 次智頭町行財政改革プランについて
- 第 4 4. 議案第 5 3 号 第 8 期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- 第 4 5. 議案第 1 6 号 令和 2 年度智頭町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 4 6. 議案第 1 7 号 令和 2 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 7. 議案第 1 8 号 令和 2 年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 8. 議案第 1 9 号 令和 2 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 9. 議案第 2 0 号 令和 2 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 0. 議案第 2 1 号 令和 2 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 1. 議案第 2 2 号 令和 2 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 2. 議案第 2 3 号 令和 2 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 3. 議案第 2 4 号 令和 2 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 4. 議案第 2 5 号 令和 2 年度智頭町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 5. 陳情について
- 第 5 6. 議案第 5 4 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 5 7. 条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告

- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 4 号 令和 3 年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 5 号 令和 3 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6 号 令和 3 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7 号 令和 3 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8 号 令和 3 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 9 号 令和 3 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 10 号 令和 3 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12. 議案第 11 号 令和 3 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 13. 議案第 12 号 令和 3 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 14. 議案第 13 号 令和 3 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 15. 議案第 14 号 令和 3 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 16. 議案第 15 号 令和 3 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 17. 議案第 26 号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 18. 議案第 27 号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定について
- 第 19. 議案第 28 号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について
- 第 20. 議案第 29 号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について
- 第 21. 議案第 30 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 31 号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 32 号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 24. 議案第 33 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 25. 議案第 34 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 26. 議案第 35 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 27. 議案第 36 号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 第28. 議案第37号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第29. 議案第38号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第30. 議案第39号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第31. 議案第40号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第32. 議案第41号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第33. 議案第42号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第34. 議案第43号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第35. 議案第44号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第36. 議案第45号 智頭町副町長の選任について
- 第37. 議案第46号 智頭町監査委員の選任について
- 第38. 議案第47号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町老人福祉センター）
- 第39. 議案第48号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）
- 第40. 議案第49号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）
- 第41. 議案第50号 町道の路線の認定について
- 第42. 議案第51号 財産の無償譲渡について
- 第43. 議案第52号 第4次智頭町行財政改革プランについて
- 第44. 議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- 第45. 議案第16号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第9号）
- 第46. 議案第17号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（

- 第4号)
- 第47. 議案第18号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第48. 議案第19号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 第49. 議案第20号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 第50. 議案第21号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 第51. 議案第22号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 第52. 議案第23号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第53. 議案第24号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算(第4号)
- 第54. 議案第25号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)
- 第55. 陳情について
- 第56. 議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第57. 条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて

1. 会議に出席した議員(12名)

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	4番 國本誠一
5番 河村仁志	6番 大藤克紀
7番 岩本富美男	8番 谷口雅人
9番 岸本眞一郎	10番 酒本敏興
11番 中野ゆかり	12番 大河原昭洋

1. 会議に欠席した議員(0名)

1. 会議に出席した説明員(15名)

町	長	金 兒 英 夫
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	矢 部 整
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課	長	江 口 礼 子
教 育 課	長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課	長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	小 谷 い ず 美
会 計 課	長	矢 部 久 美 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長		藤 森 啓 次
総 務 課 参 事		米 本 勝 彦
病 院 事 務 部 長		福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	柴 田 睦 子
書 記	金 谷 百 恵
書 記	寺 谷 圭 祐

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、安道泰治議員、4番、國本誠一議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項並びに199条第9項の規定に基づき、令和3年2月分の例月出納検査報告書並びに令和2年度財政援助団体等監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、3月1日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

次に、令和3年3月4日付で2名の議員から、令和2年第4回定例会の本会議

中における発言の撤回、訂正の申出がありました。なお、第4回定例会閉会後のため、撤回、訂正はできかねますが、次のとおり報告します。

岸本眞一郎議員より12月9日の本会議中、自身の一般質問において、事実確認を行っていない状況での発言及び12月15日の本会議中、発議第8号の答弁において、条例の効力の発生に関する認識の違いによる発言の撤回の申出がありました。

次に、國本誠一議員より12月15日の本会議中、発議第9号の討論において、「事実として議長から対面での説明を受けていたが、電話のみでの説明で判断を求められた」と誤解を生じるような発言をしてしまったとのことで、訂正の申出の上、謝罪がありましたのでご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5．議案第4号から日程第44．議案第53号まで 40案
一括上程

○議長（大河原昭洋） これから日程第5、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算から、日程第44、議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてまでの40議案を一括して議題とします。

日程第4、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日、ここに第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、昨年1月に我が国最初の新型コロナウイルス感染者が確認された後、感染が急速に拡大し、国民一丸となった懸命な取組にもかかわらず、1年以上経過した今日においても、感染拡大の脅威は収まるところが見えない状況にあり、感染の広がりとそれを防止するための取組は、国民生活と経済活動に甚大な影響を及ぼし、地方においても極めて深刻な状況にあります。加えて、近年頻発化の著しい自然災害は、毎年国内の広い範囲で甚大な被害をもたらし、国民生活に脅威を与え続けています。

コロナ対策において、国は感染対策と経済再生を最優先の課題に捉え、政策を進めているところですが、地方においてもこの危機的状況を乗り越えるため、そ

それぞれの地方の実情に沿った対応を積極的に行っていく必要があります。

私は、昨年6月の町長就任以来、感染防止対策をまず第一に、感染拡大の経済への影響を乗り切るため、地域経済の活性化に向けた取組と町民生活安定のための取組を進めるなど、コロナ禍・コロナ後の社会を見据えた、安全で安心な活力あるまちの実現を目指して諸施策に取り組んでまいりましたが、令和3年度においても、引き続き安全安心で活力があり、豊かで幸せな暮らしが実感できる、住んでよかったと思えるまちづくりを進めていく所存であります。

次に、今定例会に提案する諸議案の説明に先立ち、令和3年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、住民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大による我が国経済への影響は深刻であり、海外経済全体の減速の影響を受けた製造業のみならず、観光・飲食などのサービス業、鉄道・バス・航空など運送業や卸小売業など、産業全般において景気落ち込みの影響が広がり、結果として雇用情勢も悪化するなど、極めて厳しい状況が続いています。

このような事態に対し、国は令和2年度において3度にわたる大規模な補正予算を編成し、感染拡大の防止と戦後最大と言われる経済の落ち込みからの回復に取り組んでいるところですが、感染拡大の終息に至らず、感染拡大防止と経済回復に加え、財政健全化という三兎を追い、そのいずれも実現しなければならないという、極めて厳しい行財政運営を強いられることになり、地方も国と歩調を合わせた行財政運営が求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大により、国税のみならず地方税でも大幅な減収が見込まれる中、令和3年度の地方財政計画では、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供しつつ、防災・減災・国土強靱化などの重要課題に取り組めるよう、一般財源総額では前年度0.5%を下回るものの、地方交付税では5.1%の増となり、実質的な地方交付税である臨時財政対策債も74.5%の大幅増となっています。しかしながら、本来地方交付税で措置すべき地方の財源不足を、地方の借金である臨時財政対策債で穴埋めされることとなり、後年後の地方財政運営に影響を及ぼすことが懸念されるところです。

本町においても、自主財源である町税のうち、町村民税が個人及び法人税割のいずれも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減収が見込まれ、固定資

産税にあっても大幅な減収見込みであり、一般財源の確保が困難となる一方、公債費などの義務的経費は累増するほか、社会全体のデジタル化の推進、脱炭素化などのグリーン社会実現を目指した取組など、新たな行政課題への対応に要する経費も必要となり、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

このため、令和3年度当初予算編成に当たっては、歳入に見合った歳出が基本であることを念頭に、各課所属における予算枠を目標値として配分するなどし、新規事業は抑制しつつ、既存事業についても全ての事業を検証した上で、廃止や抜本的見直しによる新たな制度設計を行い、無駄を徹底排除して予算の適正化に努めたところであります。

しかしながら、このような財政状況にあってもSDGs未来都市としての役割を果たしつつ、第7次智頭町総合計画の4つの基本理念と、第2期智頭町総合戦略を踏まえた諸施策・事業を着実に実施していかなければなりません。

令和3年度は、第7次総合計画の5年目を迎え、町の将来像に掲げる「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」を実現するため、第7次総合計画の6つの視点に沿った諸施策・事業及び第2期智頭町総合戦略の重点施策を、主役である町民皆様とともに連携しながら取り組んでまいります。なお、全ての事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防対策に万全の配慮をするとともに、コロナ禍・コロナ後を見据えた新たな生活様式と、新たな行政様式に対応するための事業設計を行いながら進めてまいります。

第7次総合計画の6つの視点のうち、「智頭町ならではの自然やつながりで健康長寿の暮らしの実現」については、引き続き病院、社会福祉協議会、地域の皆様と連携しながら、智頭町に暮らす全ての住民が住み慣れた地域で希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かな自立した生活を送ることができる、智頭らしい地域福祉の実現を目指し、地域で支え合う体制づくりを展開してまいります。

また、町民が健康で生き生きと生活できるよう、安全安心に暮らせる健康長寿のまちづくりの理念の下、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、保健・医療・福祉対策を一体的に推進するとともに、地域包括ケア体制の充実を進めてまいります。智頭病院では、全ての町民が地域で暮らし続けることができるよう、一人一人に寄り添った医療の実現と健全経営の持続に取り組んでまいります。

「一人ひとりの個性を活かしながら支え、つながる家族」の実現については、産前産後ケアの充実など、妊娠・出産・子育ての各場面での切れ目のない子育て

世代包括支援事業を推進してまいります。また、子どもを取り巻く社会状況を踏まえ、子どもの居場所事業など継続するとともに、児童虐待や育児放棄などの対応や、問題を抱える子どもや保護者の対応についても、保健福祉部門と教育関係機関との連携の下、きめ細やかな支援を行ってまいります。

移住定住促進対策については、移住定住希望者の速やかな入居が可能な住宅確保など、空き家バンクの充実やゆめが丘の整備を行い、希望者受入れ体制の充実と智頭ファンなど関係人口の増加を図ることにより、移住定住人口の増加につなげてまいります。

「生活の知恵から趣味や仕事まで暮らしを彩る学びを増やす」の実現については、昨年11月に開館したちえの森ちづ図書館を核に、引き続き子どもからお年寄りまで集い、共に学ぶ環境の整備を進めるとともに、ちづみちエリアのにぎわい創出を図り、ここを中心に町全体の活性化につなげることを目指します。また、給食費の完全無償化など、子育て世代の負担軽減に引き続き取り組むとともに、県下でも先進的な教育環境・教育設備を活用した智頭らしい特色ある教育の充実など、安心して子育てができる環境整備を推進してまいります。

「受け継いできた仕事を活かし、新たなチャレンジを広げる」の実現については、町商工会と連携しながら事業者のニーズを把握し、的確な支援制度を構築するとともに、本年2月に設立した特定地域づくり事業協同組合による人材派遣を活用しながら、商工業の振興に取り組み、雇用の維持を図ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を乗り切るため、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

林業では、昨年3月に策定した「智頭の山と暮らしの未来ビジョン」を踏まえ、人材確保や育成のための仕組みづくりを構築し、森林整備や木材利用推進のための施策を着実に進めてまいります。農業では、引き続き、遊休農地対策など農地利用の最適化を図るとともに、ホンモノの農産物の供給に向けた生産体制づくりを推進してまいります。また、重要文化的景観に選定された智頭の林業景観の整備活用の具体化のほか、ジビエなど地域資源の活用を進めてまいります。

「活動を広げる仲間づくり、小さなつながりを幾重にも連ねるコミュニティへ」の実現については、防災福祉マップ作成事業の推進など地域支え愛事業や、おせっかい奨学金制度をはじめとする、おせっかいのまちづくりを引き続き推進するとともに、本町独自の住民自治実践活動である日本1/0村おこし運動や、百人

委員会に多くの皆様の積極的参加を促すなど、活動の質の向上と活性化に取り組んでまいります。

また、空き校舎等の利活用を積極的に支援し、地域の活性化とコミュニティビジネスの展開を図ってまいります。また、観光協会の機能強化を図り、石谷家住宅と連携を強化するなど、コロナ後を見据えた観光施策を推進してまいります。また、部落差別をはじめとする、あらゆる差別やいじめを絶対に許さないまちを目指し、人権尊重のまちづくりを進めてまいります。

最後に、「町民の安心な暮らし・活動を支えるための、そして未来に受け継ぐ環境整備」については、近年頻発化・激甚化する自然災害の脅威から、町民の生命・財産を守るため、道路・橋梁などライフラインの整備強化や、自助・共助による地域防災力向上など、ハード・ソフト両面の対策について全力で取り組むとともに、災害に備えた消防・防災体制の整備を図ってまいります。

公共交通については、令和元年3月に策定した智頭町地域公共交通計画の実現に向け、利便性の向上など、町民が利用しやすくなるよう新たな地域交通体系の構築に取り組むとともに、更新時期を迎える告知端末についても同様に、新たな機能を加えた更新により利便性の向上を目指すこととしています。

また、引き続き、空き家の適正管理に努めるとともに、コロナ禍・コロナ後を見据えた新たな生活様式と新たな行政様式に対応した、行政のスマート化、デジタル化を推進するなど、快適で住みよいまちづくりを進めてまいります。

このような考えの下、編成した令和3年度一般会計予算は、予算の適正化に努めながらも、安全安心で魅力ある元気なまちづくりの実現に要する経費を計上したところであり、総額は前年度比6億9,000万円、11.3%増の68億1,000万円となりました。

それでは、諸議案を審議していただくに当たり、提案しています議案について、その概要を説明します。

まず、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算の概要について、第7次総合計画の4つの基本理念ごとに説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」に関しては、我がまちならではの子育て施策である森のようちえん事業では、県独自の認証制度による事業への運営支援のほか、保育料無償化に伴う施設等利用給付費を措置しています。

地籍調査事業については、引き続き大字大屋の一部及び大字八河谷の一部並び

に大字中原の一部の一筆地調査を実施するとともに、新たに大字大呂の一部に着手することとしています。また、引き続き、山林調査を智頭町森林組合に委託するとともに、大字大屋の一部山、大字八河谷の平地及び一部山の調査を直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

林道維持管理事業では、民営林道の維持修繕を新たに事業化し、災害復旧事業の対象外となった路線を中心に計画的に整備を進めることとしています。また、公共林道事業では、計画最終年であった林道穂見山線舗装工事の西谷工区が、令和2年度補正事業として前倒し実施となったことから、新規開設路線について関係機関とともに早急に検討を進めてまいります。

林業及び森林関係では、智頭材の出荷促進に係る助成制度について、森林環境譲与税を活用し、人材育成の要素を加味した新制度に移行することにより、山と暮らしの未来ビジョンに基づく適切な森林整備の促進につなげていくこととしています。また、地域林政アドバイザーと連携して学習会や就労相談等を開催するとともに、林業技術講習等の受講を支援するなど、担い手の確保・育成に努めてまいります。

森林セラピーと民泊については、新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ながら対応が前提となりますが、コロナ終息後の展開を視野に入れつつ、PRイベント等を通じて誘客促進を図ってまいります。

農業については、これまで取り組んできた本町独自の農業用機械等の導入支援に加え、遊休農地再生支援、圃場の整備支援、スマート農業技術の導入をパッケージで推進することにより、遊休農地対策を加速化することとしています。

「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」に関しては、まちづくり事務費で5G環境を構築できるコネクティッドカー導入を行うことにしており、ICTの活用により住民サービスの向上に努めてまいります。行政情報システム推進費では、令和2年度に整備したテレワーク環境やテレビ会議システムなどの維持費用を措置していますが、これらを活用して行政のスマート化、デジタル化を加速してまいります。

地域情報化推進事業では、光基盤の保守及び維持を行うとともに、利用支援、機器故障などに対応するため、引き続き、地域見守り支援員を配置することとしています。また、告知端末の更新に当たっては、住民の利便性向上や汎用性の高いアプリケーションの導入など、新たな機能を追加することで、住民に寄り添っ

た情報通信基盤の構築を目指してまいります。

コミュニティバス運行事業では、すぎっ子バスの安全な運行はもとより、喫緊の課題である公共交通の在り方について、地域公共交通計画に示した計画実現に向け取組を行うこととしています。

税務総務費では、新年度から導入する予定の諸税のコンビニ収納に係る経費を措置しており、併せて導入する上下水道利用料とともに、コンビニエンスストアやスマートフォンで支払いができる環境を整えることとしています。

戸籍住民基本台帳事務では、法改正により戸籍事務にもマイナンバー制度が導入されることとなり、システム改修費のほか、マイナンバーカード申請数増大に対応するため、会計年度任用職員雇用に要する経費、また、住民票や印鑑証明などのコンビニ交付導入に係る経費を措置しています。

障害者施策では、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業などの地域生活支援事業等を引き続き実施します。

特別医療費では、小児障害者、ひとり親家庭への医療費自己負担分の助成を措置しています。また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、就労支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、子どもの居場所事業を引き続き実施するとともに、近年問題となっている子どもの貧困問題についての実態調査を実施し、今後の取組の参考とします。

就労支援事業については、引き続き直営で実施し、より身近な支援につなげるとともに、レセプトを活用し、適正な医療扶助を図ることとしています。

火葬場管理事業では、火葬業務の東部広域行政管理組合加入負担金分割払いの最終年度分として措置しています。また、特定空き家対策事業において、特定空き家等の解体撤去に対する補助金を引き続き措置しており、危険空き家等の適切な管理を推進してまいります。

予防事業では、新型コロナウイルスワクチン接種について、対象となる全住民に対して円滑に接種を実施することができるよう、必要な経費を措置しています。また、その他の感染症についても流行の蔓延や重症化を防ぐため、各種予防接種事業を継続実施してまいります。なお、任意接種に要する経費では、小児インフルエンザ、流行性耳下腺炎の助成を一部拡大することとしています。

母子衛生については、妊婦健診、産後健診、産前産後サポート事業、産後ケア

事業を実施するとともに、関係機関が連携し、妊娠期から子育て期までを通じた相談しやすい体制を築き、切れ目のない支援を行ってまいります。

健康診査事業では、胃がん、大腸がんなど各検診について、引き続き個人負担なしで実施し、受診率の向上を図ることとしています。人間ドック、脳ドック、特定健診、後期高齢者健康診査をそれぞれの対象者に行うとともに、健診後の事後指導の充実に努め、健康な生活を送ることができるよう支援してまいります。また、健康ポイント事業についても健康への関心を深め、より多くの方に健康づくりに取り組んでいただくよう、引き続き啓発と参加の促進に努めてまいります。

じんかい処理事業では、令和4年度供用開始予定の新可燃物処理施設建設事業負担金を措置していますが、令和3年度は建設費用がピークとなり、負担金が大幅に増えています。また、供用開始に向け東部管内共通のごみ分別ガイドを作成することとしており、その経費を措置しています。

このほか、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスである簡易水道、農業集落排水、公共下水道の各事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ操出金を措置しています。

町道事業については、住民の生活環境の安定及び通勤・通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、道路新設改良、維持修繕及び橋梁長寿命化を計画的に実施してまいります。

地方創生整備推進交付金事業では、県が整備を行う林道に隣接する町道を改良し、森林整備の効率化と交通安全上の問題解消や、地域住民の利便性向上を図ります。また、冬季における交通の安全を確保するため、町道除雪を行うとともに、要望に応じ、小型歩道除雪機の無償貸与やふるさと整備土木事業など、住民ニーズに密着した事業を引き続き実施することとしています。現在、大内地内で実施されている急傾斜地崩壊対策事業については、令和3年度中の完成を目指します。

本町が進めています福祉のまちづくりの視点から、福祉のまちづくり推進事業補助金により、集落公民館を含む民間特定建築物のバリアフリー化を推進するほか、住宅の耐震化を促進するための無料耐震診断事業を実施するとともに、危険ブロック塀の撤去・改修に対する支援も引き続き実施するなど、住民の安全安心の確保に努めてまいります。

町営住宅管理事業では、平成8年度から供用開始している特定公共賃貸住宅の、家賃適正化に向けた調査を行うための経費を措置しています。

消防・防災関係では、消防資機材及び防災備蓄品の整備を行うとともに、昨年町森林組合と締結した消防・防災・災害対策協定に基づく事業としてドローンを整備し、災害や捜索事案発生時など迅速な情報収集を行うことができる体制を整えます。

病院事業については、経営健全化を確保するため、操出基準に基づく操出金を措置しています。

「子どもから大人まで学びと成長のまちづくり」に関しては、百人委員会については、昨年12月に提案された一般及び鳥取大学生による7プロジェクト、智頭中学生、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携したまちづくりを推進してまいります。日本1/0村おこし運動では、元気で活発な地区活動を引き続き支援することとし、円滑な地区運営のため人的支援として集落支援員を配置することとしています。

また、空き校舎等の利活用では、旧那岐小学校について令和元年度から利活用の協議を重ねた結果、温浴機能や宿泊機能を有した施設として活用するための経費を措置しています。今日までそれぞれの地域で、旧小学校を拠点に実践の取組が行われていますが、今後も地域との連携を強化し、地域に活力が生まれ住民参加が促されるよう、積極的に支援することとしています。

商工振興については、移住者などの働く場づくりと安定した雇用の創出を図ることを目的に、本年2月に設立した特定地域づくり事業協同組合の運営支援に要する経費を措置しています。

そのほか、商工会や商店が中心となって実施するまちゼミや、店舗改修に要する経費の助成のほか、新規創業・開業に対する助成、設備投資などに対する助成など、今後の本町商工業活性化を見据えた支援を継続して行ってまいります。

国際交流事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が滞っていますが、状況を見ながら実務者協議を実施し、事業を再開したいと考えています。

学校教育については、中学校で新しい学習指導要領が全面実施となることに伴う経費を措置するとともに、本格的に始まるGIGAスクール構想を着実に推進するため、小中学校に配置しているICT支援員を拡充するための経費を措置しています。外国語指導助手については、2名体制を継続することとしています。学校・家庭・地域等と連携し、児童生徒の様々な問題に取り組むため、スクール

ソーシャルワーカーを継続して配置するほか、小中学校に特別支援教育支援員を配置して特別支援教育の充実に努めてまいります。また、小中学校における通学費の無償化及び学校給食費の無償化を引き続き実施するとともに、家庭ネットワーク整備補助金を継続するなど、子育て世帯の負担の軽減を一層図ることとしています。

文化財保護事業では、国の重要文化的景観、智頭の林業景観の整備計画を策定し、保存と活用を図ります。歴史の道整備活用推進事業では、平成30年7月豪雨により毀損した史跡「智頭往来志戸坂峠越」の災害復旧工事を行います。また、石谷家住宅では、平成13年4月に一般公開してから20周年を迎えます。コロナ禍で団体客の入館者数は見込めない状況ですが、まずは町内をはじめ県内近隣の個人客の増加を図るため、様々な企画展示を実施するとともに、新たに地域おこし協力隊を配置し、文化財観光の活性化と魅力の発信を行ってまいりたいと考えています。

昨年11月に開館したちえの森ちづ図書館は、子どもからお年寄りまで多くの皆様に利用していただいておりますが、新年度は図書館システムの更新を行い、生涯学習の拠点、交流の拠点及び居場所として、住民の皆様とともに事業を展開してまいります。

「地域のつながり、家庭のつながりでつくるまちづくり」に関しては、移住定住施策では、移住定住相談窓口を総合案内所に設置し、引き続き専任のコーディネーターを配置することにより、移住定住に関する相談に応じることとしています。その他、各種移住定住対策支援事業、住宅改修補助金、リフォーム助成など引き続き実施することにより、移住定住者の増加につなげ、人口の社会減少抑制を図ることとしています。

まちづくり支援事業については、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事業を引き続き支援するとともに、町内資源を生かした先進的な事業で新規性・モデル性が高く、事業規模の大きい新規創業・起業についても国の施策と連動した補助制度により、引き続き支援することとしています。

地方創生事業では、更新を計画している次世代告知端末を活用した、新たな機能としてのデマンド交通の実証実験に要する経費を、引き続き措置しています。また、ちづみちエリアリノベーション事業は3年目の最終年を迎え、智頭駅前を含めた河原町商店街から智頭宿までのエリア内で、新しいチャレンジが可能とな

るまちづくりを進めることとしています。

疎開保険については、関東・関西圏を中心に現在103人の方に加入していただいておりますが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品などの産品も大変好評を博しております。引き続き、町内の魅力ある商品を発信するなど、さらなる加入者の増加に努めてまいります。

地域福祉施策では、地域福祉計画について5年に1回の見直しを行うとともに、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費助成及び福祉有償移送サービス利用者助成を引き続き行うこととしています。また、おせっかいのまちづくりを啓発し、推進してまいります。

高齢者施策では、地域支え合い基盤づくり事業、みんなで支える集落拠点整備事業、わが町支え愛体制づくり事業を引き続き実施することとしています。

子ども子育て支援分野では、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育を引き続き実施し、多様化する保育ニーズに応えることで保護者の就労を支援するとともに、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を実施し、乳幼児期の子育て世代における育児不安や子育ての孤立化を防ぎ、子どもへの健全な愛着形成を図ってまいります。また、保育料無償化により子育て世帯の負担軽減を図るとともに、我が家で子育て応援給付金を引き続き支給するなど、子育て支援の充実を図ることとしています。

観光振興については、本町の魅力を十分に体験できる旅行商品の造成を行い、町内外の周遊観光など広域的な観光事業の強化を図るため、一般社団法人智頭町観光協会に対して支援を行います。また、智頭町公式SNSを活用した智頭町魅力発信事業に要する経費を新たに措置しています。観光施設管理事業では、観光施設の維持管理に要する経費のほか、登山客に眺望を楽しんでいただくための展望台を、那岐山山頂に設置する経費を措置しています。

また、ふるさと納税について、新たに返礼品の企画から寄附の募集受け付け、返礼品の発送、寄附者の管理まで、一貫して民間事業に業務委託することとしており、智頭町魅力発信事業とも連携しながら、智頭町の魅力発信を強化することにより、ふるさと寄附額を伸ばしたいと考えております。

以上、令和3年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計について説明します。

議案第5号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算では、医療給付費を措置するとともに、特定健診、智頭町ドック及び脳ドックを引き続き実施することとしています。また、糖尿病性腎症重症化予防事業のほか、専門機関に委託して行う未受診者対策を引き続き実施するとともに、特定健診を受けるきっかけづくりとして、受診率向上キャンペーンを行うなど受診率向上に努めてまいります。なお、国民健康保険税について、これまでの4方式による賦課から資産税割を賦課しない3方式への変更を予定しています。

議案第6号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計予算では、各施設の水質検査など維持管理に要する経費のほか、引き続き、地方公営企業法の適用に向けた経費を措置しています。

議案第7号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算では、貸付金の収納及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第8号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算では、土地開発基金利子を措置しています。

議案第9号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計予算では、施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置するとともに、マンホールポンプ場監視通報装置等機器の更新に要する経費のほか、地方公営企業法の適用に向けた経費を、また、ゆめが丘での下水道管敷設工事費用を措置しています。

議案第10号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算では、各地区施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置するとともに、浄化センター監視通報装置の更新に係る経費のほか、マンホールポンプ場監視通報装置機能強化に向けた計画書の作成に係る経費を、また、地方公営企業法の適用に向けた経費を措置しています。

議案第11号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計予算では、介護サービス、介護予防サービスの給付費のほか、要支援者等に対する介護予防日常生活支援総合事業に係る経費を措置しているとともに、令和2年度に策定する第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に沿った事業を地域で展開してまいります。なお、認知症予防教室、森のミニデイ及び各集落でのミニデイを支援する経費を、引き続き措置しています。また、介護予防重度化防止のための取組を、引き続き智頭病院と連携して実施するとともに、生活支援コーディネーターを中心に、各地域での困り事に対する仕組みづくりの支援を行ってまいります。

議案第12号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算では、智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第13号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第14号 令和3年度智頭町水道事業会計予算では、施設の維持管理及び老朽管の修繕に要する経費のほか、ゆめが丘での水道管敷設工事費用を措置しています。

議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算については、新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、ワクチン接種の体制を確保します。また、医師等の専門職確保に要する経費のほか、医療機器の整備及び病院施設の維持に要する経費を措置しています。

続きまして、議案第16号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第9号）について説明します。

総務費の地域情報化推進事業では、光ケーブル物件移転補償費の増額を、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業で国の予算拡大に伴う事業費の増額を、病院施設費でPCR検査機器導入のほか、コロナ対策経費の増額に伴う病院事業会計繰出金の増額を、農林水産業費の公共林道事業では、県補助金の追加交付決定に伴う事業の増額を、商工費の商工振興費では、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金積立金の増額を、土木費では除雪事業で除雪委託料の増額を、社会資本整備総合交付金事業で事業の調整を、それぞれ措置しています。

その他、各費目全般にわたって、決算見込みに基づき人件費を含む事業の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算の額は、2億5,037万円の減額であり、補正後の予算総額は72億9,107万円となります。

また、議案第17号から第25号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づくものです。

次に、条例案件について説明します。

議案第26号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、犯罪被害者等の支援に関し必要な

事項を定めるものです。

議案第27号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定については、民有林道の維持修繕事業に係る分担金を徴収することについて、必要な事項を定めるものです。

議案第28号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定については、民有林道の災害復旧事業に係る分担金を徴収することについて、必要な事項を定めるものです。

議案第29号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正については、鳥取県被災者住宅再建等支援条例の改正に伴い、支援対象及び支援額を見直すものです。

議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、農業委員及び農地利用最適化推進委員について、農地利用状況調査を強化することに伴い、報酬の上乗せを行うものです。

議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の防疫等の作業に従事する職員に対して、特殊勤務手当を支給するものです。

議案第32号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、旧智頭図書館を情報交流室とするとともに、会議室などの種類を現状に合わせるものです。

議案第33号 智頭町国民健康保険条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に支給する、傷病手当の支給期間を延長するものです。

議案第34号 智頭町介護保険条例の一部改正については、介護保険料率の適用期間などを変更するものです。

議案第35号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第38号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてまでの4議案については、いずれも介護サービスに係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第39号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、入居に係る連帯保証人の人数見直しを行うとともに、改良住宅の割増し賃料

を徴収する場合の収入区分を変更するものです。

議案第40号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についても、連帯保証人の人数見直しを行うものです。

議案第41号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、郷原簡易水道のうち米原地区の維持管理を町が直営で行うことに伴い、料金を見直すものです。

議案第42号 智頭町消防団条例の一部改正については、消防団の設置、名称、活動の区域及び出動手当などについて定めるものです。

議案第43号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止については、既に火葬業務を鳥取県東部広域行政管理組合の共同事務で行っており、町営火葬場の解体が完了したことに伴い、同条例を廃止するものです。

議案第44号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、同センターを鳥取いなば農業協同組合に無償譲渡することに伴い、同条例を廃止するものです。

次に、人事案件です。

議案第45号 智頭町副町長の選任については、令和2年1月以来空席となっていた副町長に矢部整氏を選任したいので、議会の同意を求めるものです。

議案第46号 智頭町監査委員の選任については、現委員、小林新氏の任期が令和3年5月31日で満了となるため、引き続き同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

最後に、その他案件についてです。

議案第47号から議案第49号までは、公の施設における指定管理者の指定についてです。智頭町老人福祉センター、智頭町総合案内所、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の3施設の指定管理者について、それぞれ指定先を選定しましたので、議会の議決を求めるものです。

議案第50号 町道の路線の認定については、新たに口波多線及び波多支線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第51号 財産の無償譲渡については、智頭町農業団地センターを鳥取いなば農業協同組合に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第52号 第4次智頭町行財政改革プランの策定については、令和2年度からの5年間に於ける同プランを策定することについて、議会の議決を求めるも

のです。

議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定については、令和3年度から令和5年度までの3年間における同計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第4号から日程第16、議案第15号までの12議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、一般会計予算の質疑については歳入、歳出、債務負担行為から地方債の3区分。その他、特別会計予算、事業会計予算については、歳入と歳出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第5、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。
矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） それでは、議案第4号 令和3年度智頭町一般会計予算につきましては、別に配付しております令和3年度当初予算の概要により、説明をさせていただきたいと思います。こちらをご覧くださいと思います。

令和3年度当初予算は、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、新規事業を抑制しつつ、既存事業についても全ての事業を検証した上で、廃止や制度設計の見直しを行うなど経費の効率化を図り、無駄を排除し、予算の適正化に努めたところですが、新型コロナウイルス感染症対策関連経費のほか旧那岐小学校改築事業、地域情報通信基盤整備事業などの大型事業の実施及び東部広域で実施します可燃物処理施設の建設事業負担金の増大などが相まって、総額68億1,000万円と、

前年度と比較して11.3%、6億9,000万円増と大幅な増額となっております。

それでは、1ページの歳入から説明させていただきます。なお、円グラフの下の欄に増額の主なものを掲げておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

町税につきましては、4,410万9,000円減の、6億4,151万5,000円を見込んでおります。これは、市町村民税が個人及び法人税割のいずれも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減収が見込まれるとともに、固定資産税につきましても償却資産分の減などにより、大幅な減収を見込んだことによるものであります。

次に、地方特例交付金等につきましては、1,633万5,000円増の1億7,911万2,000円を見込んでおります。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う固定資産税の軽減等による減収分が補填される、地方税等減収補填臨時交付金の計上が主な要因でございます。地方交付税につきましては、地方財政計画において交付税の増額が示されているところであり、令和2年度実績としましても、約31億円以上を見込んでいるものの、人口減など減額要素を勘案しまして、前年度同額の24億8,000万円の計上にとどめております。

分担金及び負担金につきましては、300万7,000円減額の2,267万9,000円を見込んでおりますが、これは園児数の減少に伴う、ちづ保育園費負担金の減などによるものでございます。

国庫支出金につきましては、5,087万円増額の5億3,888万8,000円を見込んでおります。増額の主な要因としましては、社会資本整備総合交付金などの減額があるものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、特定地域づくり事業推進交付金、自然環境整備交付金、社会資本整備総合交付金から振り替わった、道路メンテナンス補助金などが増額となったことによるものでございます。

次に、県支出金につきましては、3,096万7,000円減額の5億3,243万7,000円を見込んでおります。これは、Society5.0補助金などの増額があるものの、公共林道改良事業費補助金、鳥取県林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金などの減額によるものでございます。

繰入金につきましては、教育施設整備基金繰入金を1,000万円減額し、財

政調整基金繰入金を8億7,000万円、森林整備促進基金繰入金を3,813万7,000円などを措置した結果、他会計繰入金を含む繰入金合計では7,101万4,000円増額の、10億201万3,000円を計上しております。

繰越金につきましては、120万円増額の4,750万円を見込んでおります。

町債は、6億4,420万円増額の11億9,050万円を計上しておりますが、これは、旧那岐小学校改築事業、地域情報通信基盤整備事業、可燃物処理施設建設事業負担金の増などに伴う、過疎債ハード分の計6億8,680万円増が大きな要因であります。過疎債ソフト分につきましては、智頭材出荷促進補助金から振り替えた森林資源利用推進事業補助金、観光協会補助金などに充当するため、1億1,830万円を計上しております。

臨時財政対策債につきましては、地方財政計画で増額が示されておりますが、前年度比90万円増の1億620万円の計上にとどめております。

続きまして、歳出の状況のうち、2ページの性質別について概要を説明させていただきます。

まず人件費です。6,897万1,000円の減額となっておりますが、負担率の変更に伴う退職手当組合負担金の減が主な要因でございます。

物件費につきましては、学校給食費の完全無償化に伴う学校給食賄い材料費の増などに伴い、4,900万4,000円の増額となっております。

扶助費につきましては、障害者給付費の増などにより、816万7,000円の増額となっております。

補助費等につきましては、1億3,060万2,000円の大幅な増額となっておりますが、東部広域行政管理組合可燃物処理費負担金1億638万3,000円の増が主な要因であります。そのほか、特定地域づくり事業推進補助金、コロナに負けるな中小企業支援補助金、新型コロナウイルス感染症対応支援補助金、森林整備推進事業補助金などが増額となっております。なお、智頭材出荷促進事業補助金が皆減となっておりますが、制度設計を見直した上で、新たに森林資源利用推進事業補助金として計上しております。

普通建設事業につきましても、4億9,796万9,000円の大幅な増額となっておりますが、旧那岐小学校改築事業、地域情報通信基盤整備事業の実施が大きな要因であります。そのほか、コネクテッドカー導入、給食センター炊飯用機器更新、地方創生整備推進交付金事業などが増額となっております。なお、社

会資本整備総合交付金事業が減額となっておりますが、制度見直しに伴い、道路メンテナンス補助事業など他事業に一部振り替えて計上しております。

公債費につきましては、1億1,242万9,000円増額となっておりますが、これは、地方債償還元金が保育園建設事業などの元金償還開始に伴い、7億7,548万8,000円の増額となることによるものでございます。

積立金及び貸付金につきましては、3,984万7,000円の減額となっておりますが、公共施設整備基金積立金、地域活性化基金積立金、森林整備促進基金積立金の減額などによるものでございます。

繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金、介護保険サービス事業特別会計繰出金は減となっておりますが、公共下水道事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金の増に伴い、77万5,000円の増額となっております。

次に、3ページをご覧ください。目的別歳出の状況でございます。

議会費は、議員報酬などの増に伴い、641万円増額の8,539万4,000円となっております。

総務費は、前年度比5億7,369万1,000円増額の、13億4,704万6,000円となっております。これは、地域情報通信基盤整備事業実施に伴う地域情報化推進事業の増額及び旧那岐小学校改築事業実施に伴う空き校舎等利用推進事業の増額が大きな要因であります。その他、智頭町議会議員選挙費、まちづくり事務費などが増額となっております。なお、まちづくり事務費の増額は、旧杉の木村建物等の解体撤去工事、及び、Society5.0事業実施に伴うコネクテッドカー導入によるものであり、地域支援推進事業の減額は、地域活性化基金積立金の減によるものでございます。

民生費は、子育て支援センターの職員配置見直し、ちづ保育園事務費の減などにより、2,338万9,000円の減額となっております。なお、障害者福祉費の増額は、障害者給付費の増によるものでございます。

衛生費は、前年度比9,061万7,000円増の、9億7,454万3,000円となっておりますが、東部広域行政管理組合可燃物処理費負担金の大幅増に伴う、じんかい処理事業の増が大きな要因でございます。なお、火葬場管理事業の減額は、町営火葬場解体事業終了に伴うものであります。

農林水産業費は、1億2,179万6,000円減額となっております。減額

の主なものは、林道穂見山線舗装工事の減に伴う公共林道事業の減額、事業費配分の減に伴う地籍調査事業の減額、森林整備促進基金積立金の減に伴う森林経営管理推進事業の減額などです。なお、智頭材出荷促進事業補助金につきましては、制度設計を見直した上で、新たに森林資源利用推進事業補助金として、山と暮らしの人づくり事業に計上しており、1立方メートル当たりの単価を1,200円に据え置いた上で、35,200立方メートル分の補助金を措置しております。また、間伐や作業道開設を実施する林業事業体等を支援するため、森林整備推進事業補助金を創設し、1,650万円を措置しております。

商工費は、新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金、特定地域づくり事業推進補助金、コロナに負けるな中小企業支援交付金などの増に伴う商工振興費の増額、那岐山展望台新設工事の増に伴う、観光施設管理事業の増額などにより、5,244万2,000円増額となっております。

土木費は、1,003万6,000円の減額となっておりますが、除雪ドーザー購入費用の減に伴う、除雪事業の減額が大きな要因でございます。なお、道路維持事業及び社会資本整備総合交付金事業が減額となっておりますが、制度見直しに伴い、公共施設等適正管理推進事業債事業及び道路メンテナンス補助事業に一部振り替えて計上しております。

消防費は、東部広域行政管理組合消防費負担金の減に伴う常備消防費の減、消防団員退職報償金支給事務を、鳥取県町村総合事務組合が行うことによる消防団員退職報償金の皆減に伴う非常備消防費の減、ハザードマップ改訂及び移動系防災行政無線工事の減に伴う防災費の減により、2,508万3,000円減額となっております。

教育費は、公立養護学校通学委託料などの増に伴う事務局費の増、学校給食費の完全無償化及び炊飯用機器の更新に伴う学校給食費の増などにより、3,521万5,000円の増額となっております。

公債費につきましては、保育園建設事業などの元金償還開始に伴い、1億1,242万9,000円の増額となっております。

次に、4ページをご覧ください。

基金の状況につきましては、普通会計における令和3年度末の基金残高は約13億6,000万円で、令和2年度末見込額から約9億6,000万円の減少を見込んでおります。これは、財政調整基金8億7,000万円、教育施設整備基

金5,000万円、森林整備促進基金3,813万7,000円など、合計約9億9,900万円を取り崩す予定としていることによるものでございます。

なお、積立てについては、ふるさと基金約500万円、公共施設整備基金約300万円、地域活性化基金約1,000万円など、合計約3,900万円を予定しております。また、令和2年度3月補正後の基金残高は約23億2,000万円で、前年度から約1億4,000万円の減少を見込んでおりますが、特別交付税の令和2年度3月分が今後交付されますので、年度末の決算状況等を勘案して基金取崩し額の圧縮を検討することとしており、決算時においては、基金残高減少をできる限り抑えたいと考えております。

公債費の状況につきましては、普通会計における令和3年度の公債費は、令和2年度に比べ、約1億1,200万円増額の約7億7,500万円を見込んでおります。また、一般会計における令和3年度中起債予定額は11億9,050万円で、元金償還予定額は7億4,837万2,000円であり、差引き令和3年度末の起債残高は、87億4,230万5,000円を見込んでおります。

簡単ではありますが、以上が令和3年度一般会計予算の概要であります。なお、令和3年度智頭町当初予算主要事業につきましては、お配りしておりますが、第7次総合計画の4本の基本理念ごとに、各主要事業を取りまとめております。ただ、この主要事業につきましては、3月10日の予算特別委員会において説明させていただきたいと考えております。

以上で、令和3年度一般会計予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回の歳入の状況を見ますときに、一番気になるのが繰入金金が10億円で14.8%、町債が11億9,000万円で17.5%。これを2つ合わせての約33%ということになります。先ほど、町長が提案理由の説明の中で、歳入に見合った歳出が基本であることを念頭にとおっしゃられました。やはりこの歳入というのが非常にいびつな状況です。基金を取り崩したり、町債という借金で33%も財源構成を行っている。そういう厳しい状況の中で、本当にこの制度設計をしたり、無駄を徹底排除して予算の適正化に努めたと言っ

ていますが、無理に財源を作っているという感じがしているんですが、そこら辺については現状をどうお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 確かに町債、それから基金繰入金が増大をしております。ただ、説明の中で町長も述べておると思いますが、全ての事業、新たな事業につきましても住民生活に欠くことのできない、今、実施すべき事業ということで計画をしております。また、その財源につきましても後年度、国の支援があります過疎債を中心に起債は計画をしておりますとともに、過去の今までの償還というものを考えながら、バランスを取りながら基金の取崩しというものも考えております。

それと、先ほど申しましたように、年度末できる限りの基金取崩しは圧縮をと考えておりますので、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今、歳入の部分を言っていましたが、この中に歳出で空き校舎利活用ということで温浴施設、宿泊施設というものが本当に今の町民にとって必要なものか、優先順位として高いものかという部分で、非常に疑問があるんです。こんな繰入金や町債の中で2億円近い事業を行う。そこら辺について本当に町民にとって、これはどうしても必要だという優先順位が高いという判断をなされたのか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 旧那岐小学校の改修事業につきましてですけども、本町が議員ご存じのとおり、1／0村おこし運動というのを長年にわたり実行しております。その経過の中で、住民自治力というのはかなり高くなってきているというふうに感じており、その中でもやはり地域で自立する、地域で稼ぐ力を養うということは、非常に重要だというふうに考えております。

そういった中で、那岐地区振興協議会のいざなぎ振興協議会が中心となって、旧那岐小学校をいかに稼ぐものにしていくのかということ考えた結果、温浴施設と宿泊施設をしたいという計画を立てられております。ですので、今、住民に寄り添ったものということで理解をしながら、なるべく財政的にも予算を確保していただいたという経緯でございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第5号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第5号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算。

予算書149ページからとなります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億3,003万3,000円とします。令和3年1月末現在の国保加入世帯は1,032世帯、被保険者が1,605名となっており、その方々の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては、160ページをご覧ください。

平成30年度からの広域化に伴い、市町村が自主的に主体となっている事務経費に係る一般管理費、特定健診、保健指導に係る保険事業以外は、広域化の影響を受けた数値が基準となっております。

総務費におきましては、職員人件費、レセプト点検等に係る会計年度任用職員報酬、共同電算処理手数料、システムに係る経費を措置しております。162ページからの保険給付費につきましては、医療費は県全体の医療費の伸び率を0.3%増で試算し計上されております。暫定金額は、令和元年度の医療費が基とな

っておりますので、昨年度予算よりも増加しております。

164ページからの国民健康保険事業納付金につきましては、市町村が支払う保険給付費を、県が市町村に交付するための財源として県が徴収するものです。金額は令和元年度の保険給付費を基に算出したものとなっており、県全体の保険給付費の必要額を、所得水準や医療水準を考慮して各市町村に配分しています。県の中では、医療費水準が低いことから、今年度は昨年度予算よりも減額となっております。

166ページの保険事業費では、智頭病院に委託している町ドックや特定健診等事業費を計上しております。また、提案理由にもありましたが、糖尿病性腎症の悪化を防止し、人工透析への移行を少しでも遅らせることを目的とした、糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料を計上するとともに、特定健診受診率向上のために未受診者対策を専門機関に委託し、実施する予算を計上しております。

また、特定健診受診率向上キャンペーンとして、健診受診者に対して1,000円の杉小判を配布し、特定健診を受けるきっかけづくりを行うための予算を計上しております。

歳入につきましては、155ページからとなります。

156ページにある、保険給付に伴った県からの保険給付費等交付金、一般会計繰入金、基金繰入金を充て、国保税を調整し予算計上しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第6号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。予算書177ページでございます。予算説明資料は、特別会計の12ページ、13ページになっております。

議案第6号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ1,276万6,000円としております。

まず、歳出につきましては、185ページをご覧いただきたいと思います。主なものといたしましては、一般管理費では令和2年度から継続中の地方公営企業法適用支援業務委託料を、排水費におきましては水質検査費用を、それぞれ計上しております。

続きまして、歳入でございますけど、1ページ手前の184ページに記載してございます。内容につきましては、給水使用料、一般会計繰入金、企業債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第7号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書188ページをご覧ください。予算説明資料は、特別会計13ページでございます。

議案第7号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ352万円と定めます。

まず歳出についてですけれども、194ページをご覧ください。住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業で起債の償還に要する経費、一般会計への繰出金を、それぞれ計上しております。また、住宅新築資金償還推進事業では、貸付

金償還推進に係る職員人件費と事務経費、一般会計への繰出金を計上しております。

次に、歳入でございますけど193ページのとおり、県補助金、貸付金元利収入をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第8号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、予算書201ページをご覧くださいと思います。

議案第8号 令和3年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算でございます。

歳入歳出の総額を、それぞれ2,000円とするものでございます。

次に、206ページ及び207ページをご覧ください。歳入歳出それぞれに、2,000円を計上しておりますが、これは、土地開発基金から生じる利子を、土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で午後1時とさせていただきます。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第9号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 予算書208ページをご覧ください。説明資料は、特別会計15ページからです。

議案第9号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計予算。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ3億1,019万9,000円としております。

まず、歳出についてですけれども、217ページから一般会計です。

これは、公共下水道事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や設備の維持管理に要する経費ですけれども、地方公営企業会計移行に係る経費、コンビニ収納運営に関する経費を含んでおります。

218ページの公共下水道設備費では、施設状態を予測しながら維持管理を行うよう、ストックマネジメント基本計画を作成しておりますけれども、令和3年度はマンホールポンプ場監視通報装置等、機器の更新を行う経費を措置しております。また、ゆめが丘下水道敷設工事についても経費を措置しております。

219ページの公債費では、下水道事業に伴う長期債の償還利子及び元金などとして、1億6,221万円を計上しております。

次に、歳入についてですけれども、215ページのとおり、国庫補助金、使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第10号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長(江口礼子) 予算書228ページをご覧ください。説明資料のほうは、特別会計16ページからとなります。

議案第10号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億5,242万円としております。

まず、歳出についてですけれども、237ページから一般管理費です。

これは、農業集落排水事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や設備の維持管理に要する経費を措置しております。令和3年度は、浄化センター監視通報装置の更新に係る経費のほか、マンホールポンプ通報装置機能強化に向けた計画書の作成に係る経費を措置するとともに、昨年を引き続き、公共下水道事業特別会計と同様、地方公営企業会計移行のための経費を計上しております。また、コンビニ収納運営に係る経費も措置しております。

238ページの公債費では、農業集落排水事業に伴う長期債の償還利子及び元金などとして、2億3,763万1,000円を措置しております。

次に、歳入でございますけど、235ページからのとおり、使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長(大河原昭洋) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第11号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第11号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計予算です。

予算書247ページからとなります。説明資料は、17ページからとなります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,674万4,000円と定めるものです。この会計は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の2号被保険者の、介護保険事業に係る費用を賄うものです。

歳出につきましては、258ページからとなります。

総務費では、会計年度任用職員報酬、職員の人件費、電算事務に要する経費のほか、介護認定審査調査に関する費用を計上しております。260ページ中段からの保険給付費につきましては、令和2年度の給付状況を下に各サービス費を推計し措置しております。

262ページ下段からの地域支援事業につきましては、介護予防生活支援サービス事業費で要支援者の通所介護相当サービス、訪問看護相当サービス、短期集中予防サービスである通所介護サービス新型に係る費用を措置し、また、その計画作成に係る費用を、263ページの介護予防ケアマネジメント事業費で措置しております。

264ページの一般介護予防事業では、認知症予防教室、介護予防いきいき百歳体操の給付費、町内6か所で実施している住民主体のサービスである森のミニデイ、各集落でのミニデイ等に係る経費を措置し、地域での介護予防に努めるようにしております。

265ページ、266ページは、総合相談、権利擁護事業等を行う地域包括支援センター職員の人件費と任意事業の中で独居老人に対する、現在設置している緊急通報装置が告知端末と連動しているため、その更新に伴う費用を措置してお

ります。

また、267ページの生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを配置し、生活圏域での地域での困り事解決の場などの、地域づくりに係る費用を計上するとともに、認知症対策につきましても、これまで事業の際に依頼していた認知症地域支援推進員を会計年度職員として依頼しておりましたが、今回、事業ごとではなく常勤雇用し、認知症総合事業にさらに取り組むための費用を措置しております。

歳入につきましては、254ページから257ページになりますが、国・県基金、まちのルール分と保険料、繰越金で措置しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 保険給付費が1,500万円ほど増えているようですが、最近介護の認定率も下がってきているという具合に聞いていますが、やはり増える要因は介護度が高まっているというような状況があつて、この給付費が増えているというような現状でしょうか。そこら辺どうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 認定者の数だけではなく、やはり議員おっしゃったように、一人一人が使われる給付費というふうなことになりますので、高齢化もきたしておりますので、1人の方が使われる費用等も大きくなってきております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第12号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

- 福祉課長（小谷いず美） 議案第12号 令和3年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算です。

予算書278ページとなります。説明資料は37ページです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,745万8,000円とするものです。この会計は、心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要する経費を賄っております。

歳出につきましては、284ページとなります。主なものはサービス事業費であり、心和苑、デイサービスの修繕料、保険料と起債償還に伴う経費を計上しております。

歳入につきましては、283ページとなります。主に一般会計からの繰入金、社協からの寄附金をもって措置しております。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第13号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

- 福祉課長（小谷いず美） 議案第13号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

予算書285ページをご覧ください。説明資料は38ページです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,716万円とするものです。この会計は、75歳以上の方や一定の障害などで認定を受けておられる65歳以上の方に対する医療費に係る費用を、保険料や負担金として広域連合に納める会計

の費用です。

歳入につきましては、まちからの繰入金及び保険料をもって措置しております。
以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第14号 令和3年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を
求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。予算書1ページをご覧いただきたい
と思います。

議案第14号 令和3年度智頭町水道事業会計予算であります。

資本的収入を8,430万8,000円、収益的支出を7,918万3,000円としております。また、1ページはぐっていただきまして、2ページ目には
資本的支出を2,218万円計上しております。この資本的支出につきましてはの
補填財源は、上段に書いてありますように損益勘定留保資金、消費税調整額を充
てております。

それでは、支出の説明をさせていただきます。22ページをご覧いただきたい
と思います。

22ページ、23ページ、24ページ、25ページと例年どおりではございま
す。維持管理費用、人件費、起債の償還、利息、減価償却費等を計上しておりま
す。21ページをはぐっていただきまして、26ページの資本的支出の詳細でござ
いますけれども、老朽管更新事業、これは毎年計上しておるものでございますけ
ども、これを1,100万円。それと、今年度ゆめが丘排水管敷設工事といたしま
して400万円を計上しております。

収入につきましては、21ページになります。主に給水収益、それと長期前受金の戻入で構成しております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案第15号 令和3年度智頭町病院事業会計予算でございます。

病院事業会計予算書1ページをご覧ください。

収益的収入の額を17億7,732万6,000円、収益的支出を18億7,421万円とし、続きまして2ページに移ります。資本的収入の総額を2億2,190万2,000円、資本的支出の総額を3億1,166万7,000円とするものでございます。

前年度実績を反映する形で収支を積み上げております。業務の予定量としまして、1ページに年間患者数と利用者数を掲げております。これを利用率に換算しますと、一般病棟で86.6%、療養病棟で92.9%、老人保健施設で93.8%というような利用率を見込んでおります。

外来患者数におきましては、1日当たり154.2人と見込んだところでございます。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番(岸本眞一郎) 2年度の決算見込みとして、経常利益が約8,500万円の赤字という現状だと思うんですが、3年度において、この収入と支出を赤字見込みでしているのか、それとも黒字見込みでしているのか。そこはどのような状況でしょうか。

○議長(大河原昭洋) 福安病院事務部長。

○病院事務部長(福安教男) 令和3年度におきましては、収益的収支、資本的収支を通じましての実質資金収支としましては、0円という金額で見えております。

○議長(大河原昭洋) 9番、岸本眞一郎議員。

○9番(岸本眞一郎) 2年度の実績が約8,500万円の赤字。どんな特殊要因があったかというのは、まだこれから聞かせていただけたらと思うんですが、3年度においては、収支費用ともとんとんでほぼゼロだと。その根拠としては、利用率がほぼ満床に近いものを見ているという前提だという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長(大河原昭洋) 福安病院事務部長。

○病院事務部長(福安教男) 利用率のほうもそうですが、あとはコロナの影響も多少はなくなっていくものと考えております。

○議長(大河原昭洋) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

これで補足説明及び質疑を終わります。

日程第5、議案第4号から日程第16、議案第15号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時20分

再 開 午後 1時20分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に中野ゆかり議員、副委員長に岸本眞一郎議員、以上のとおりです。

日程第17、議案第26号から日程第44、議案第53号までの28議案の補足説明及び質疑を行います。

日程第17、議案第26号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書1ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第26号 智頭町犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、犯罪被害者等の支援に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

第1条では、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、まちなどの責務を明確にし、犯罪被害者等の支援について定めることにより、支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図ることを、条例制定の目的としております。

第2条では、用語の意義を示しております。

第3条では、支援は犯罪被害者等の尊厳を重んじ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない、などとの基本理念を定めております。

第4条では、まちの責務を、第5条では、町民及び事業者の責務を、それぞれ

定めております。

第6条では、相談及び情報の提供等について、3ページの第7条では、見舞金の支給について、第8条では、日常生活の支援について、第9条では、町営住宅の一時的な提供について、それぞれ定めております。なお、見舞金につきましては、別に定める規則において、遺族見舞金として30万円を、障害見舞金として10万円を、それぞれ支給する予定としております。

第10条では、まちは支援及び誹謗中傷などの二次的被害の防止について、広報及び啓発に努めるものとする定め、第11条では、犯罪被害者等支援団体に対する町の支援について定めております。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 犯罪というのは、いつ何時巻き込まれるか分かりません。それで、第2条の2項には「犯罪被害者等」という用語の定義が書かれておりますが、例えばですけれども、本町に観光に来られていた方、または視察に来られていた方が犯罪に巻き込まれるパターンであるとか、そのほか、智頭農林高等学校に町外から通う学生及び町外から事業所に通う社員の皆さん等も、この「犯罪被害者等」に値するのかどうか、お答えください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） この条例につきましては、犯罪被害者等は一時的に裁判費用であるとか、それから、葬儀費用等々の一時的な支出が発生するというようなことを想定した上で、それを補完するためにされるということでもありますので、基本的には町民を対象とした条例でございます。鳥取県におきましては、それぞれの市町がこの条例をとということで、今朝の全国的なニュースでもしておりましたが、国の法律を受けまして、これから全国の市区町村が条例の制定に動くというような運びになろうかと思っております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 続きまして、第7条の見舞金の支給ということですね。

れども、慰謝を図るため別の定めるところによる見舞金を支給する。これは、先ほどの説明の中で規則で定めるといことですよ。その規則というのは、いつ、こちらとしては情報を得られるものなんでしょうか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 条例が制定され次第、速やかに規則は施行するという運びで今、準備を進めておるところでございます。先ほど言いましたように、見舞金の金額については先ほど言った金額で、規則のほうでは定める予定にしておるところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） すみません。先ほど言った金額というのがちょっと把握していないので、再度お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 2種類の見舞金がございます。遺族見舞金については30万円、障害見舞金、障害になられた方への本人さんに、障害見舞金として10万円ということで調整をしておるところでございます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 見舞金の支給という金額が発生することなので、例えば被害に合われた後、もう何年も経過しているのに申請を起こす可能性もあると考えられます。ですから、犯罪被害が起きて何日間申請期間を要するというようなことの明記は必要ないでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほども説明をさせていただきましたが、この見舞金、これについては被害が発生した時点ですぐに発生する費用を補填するために、見舞金を支給するものがございますので、なるべく早い時期に支給できるようなことを想定しておりますので、またそういうことの細かいことについては、また研究をしていきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 例えばなんですけども、被害者と加害者との間に親族関係がある場合も想定されます。見舞金の支給の制限ということを、きちんと明記するべきではないかと思いますが、そこら辺の考えをお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） いろいろなことが起こり得るとは考えておりますが、今の時点では、あくまで犯罪の被害に合われた方、その方の精神的なものであるとか、経済的な支援を目的に見舞金を支給するものでございますので、今のところでは制限というものは設けない予定にはしております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） この見舞金を受け取れる方というのは、家族または遺族ということです。この遺族というのも、かなり広範な家族関係が考えられますけれども、ここの遺族の範囲というところも、きちっと明記する必要があるのではないかと考えますが、そここのところの考え方をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） あくまでこれは国・県の条例を受けて策定する条例であります。また、国・県の解釈、この辺を参考にしながら運用を図っていきたいと思いますし、犯罪被害者ということにつきましては、警察のほうで規定されるというふうに聞いておりますので、そちらのほうとも協議しながら運用をやっていきたいと考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第27号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案4ページ、説明資料1ページ下段をご覧ください。

議案第27号 智頭町林道整備土木事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

これは、智頭町林道整備土木事業に係る事業費の一部を、事業申請者から分担金として徴収することについて必要な事項を定めるもので、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

議案5ページをご覧ください。分担金の総額を、当該事業費から県補助金を除いた残額の2分の1とするもので、施行期日を令和3年4月1日としております。なお、この条例における事業とは、智頭町が管理する林道台帳に登載されている

公営林道を除く林道の維持修繕事業としております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第28号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案6ページ、説明資料は2ページ上段をご覧ください。

議案第28号 智頭町林道施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

これは、智頭町林道施設災害復旧事業に係る事業費の一部を、事業申請者から分担金として徴収することについて必要な事項を定めるもので、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

議案7ページをご覧ください。分担金の総額を、当該事業費の50%を超えない範囲で町長が定めるものとし、施行期日を令和3年4月1日から施行としております。なお、本事業の定義とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づくものを指しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第29号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書6ページ、議案説明資料は2ページの下段と

なります。

議案第29号 智頭町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正についてですが、これは鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うもので、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

議案の9ページの第2条1号、2号において、用語の意義、対象の内容を細かく整理するとともに、国の支援金が拡大したことにより3号、4号で半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設、または購入の対象者を半壊世帯のうち国の支援の対象とならないものと定めるとともに、11ページの第3条の第1号で、半壊世帯の居宅の補修に対する支給額を国の支援が対象となる場合は、補修に係る経費から国の支援金を差し引いた額を定めるものとするものです。

また、14ページの7号にあるように一部損壊の世帯のうち、居宅に代わる住宅の建設、または購入する世帯を新たに支援対象とし、30万円を限度に支給することとしたものです。

施行は、令和3年4月1日からとするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 改正前は被災者住宅再建支援、要は被害を受けた住宅を再建するときに支援金を交付するともとれるんですが、今回は被害を受けたものに給付金を交付するということは、この給付金というのは住宅の再建が伴わなくてももらえるというように解釈してもいいんでしょうか。そこら辺はどうなんですか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） この議案に載っているとおり、ここに書いてあるもののみ支給となりますので、これ以外のものは支給なりません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 確かに書いているかも分かりませんが、改正前はその被災者の住宅再建という、はっきり目標が決まっているような感じがするんです、

古いほうは。今回は、指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に給付金を交付するというので、その給付金の使い道については限定されたものになっているというようなことでしょうか。そこら辺、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 全て条例の中で規定されたものとなっております。

○議長（大河原昭洋） 補足で説明ありますか、執行部。

特にありませんか。補足での説明ありませんか。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 被災された場合は、補修あるいは再建といえますか建設、それから、並びに居宅に代わる住宅の建設、または購入する世帯を新たに支援対象とした部分が、今回新たに30万円を限度に支給するという部分が加わりましたので、内容的にはここに書いてある形の限定されたものにはなりません。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、議案書16ページをお願いします。説明資料は3ページでございます。

議案第30号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は、農業委員会による農地利用状況調査につきまして、全国農地ナビを活用しながら、その活動を強化するため、新たに農業委員及び農地利用最適化推進員の報酬額の上乗せを行うものであります。

17ページの表に示しますように、農業委員会の各職名ごとに、町長が予算の範囲内で別に定める能率給を申請するものであります。能率給の金額につきましては1人1か月当たり5,000円から7,000円が、活動実績に応じて農業委員会に国から交付されるものであります。

その財源は、国の農地利用最適化交付金を予定しておりまして、活動実績を国

に報告した上で活動に見合う上乘せ報酬額が確定しますので、各委員への支払いは年度末に一括して支払うことを想定しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書18ページをご覧ください。併せて、議案説明資料3ページ下段もご覧いただきたいと思います。

議案第31号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命等を守るために行う、防疫等の作業に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

議案書19ページをご覧ください。第4条に定める、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当について、作業に従事した日1日につき、4,000円の範囲内で規則に定める額に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日からであります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 改正後の日額の手当が、4,000円の範囲内で規則に定める額とするということですが、これは何段階ぐらいの形と、その危険度に合わせて策定されるものですか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 今、想定しておりますのが国、それから市等の先行事例がございまして、それを参考に運用と考えております。感染者の移送等が発

生した場合には4,000円ということで考えておりますし、余りないとは思いますが、除染といいますか、消毒作業等々した場合には3,000円ということで先行事例があるようでありますし、それから従来の700円、これはコロナウイルス以外、災害時の防疫、この場合は従来の700円のままということで、この3種類に現在のところでは考えておりますし、また、その従事時間等々によっては減額ということも考えておりますので、最高額は今言った額ということで理解いただければと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第32号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案書20ページ、議案説明資料4ページをご覧ください。

議案第32号 智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

次のとおり、智頭町総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらるるものでございます。

改正内容につきましては、21ページをご覧ください。詳細につきましては、智頭町総合センター2階にありました旧智頭図書館の移転に伴い、空き部屋を情報交流室として活用するものでございます。その他会議室など現状に合わせるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 改正後に婦人室というものが、名称の部屋がありますが、これは具体的にはどこの部屋のことを指すのか、お聞かせください。

- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 総合センター3階にある部屋でございます。
- 議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） 世の中の一般として、公の場で「婦人」という言葉は使われなくなったとは言いませんけれども、男女共同参画その他もろもろ、男女平等の観点から「婦人」という言葉を「女性」に改めたりしております。ここで、あえて婦人室と名づけられた思いというのをお聞かせください。
- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） あえてといいますか、これまでずっと婦人室としてその部屋がございましたので、それをそのまま適用しております。
- 議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） ちなみにこの婦人室というのは、もちろん男性も使ってもいいということでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 特に婦人にこだわるものではございませんが、どなたが使用されてもいい部屋となっております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
6番、大藤克紀議員。
- 6番（大藤克紀） その食堂使用料というところがありますけれども、食堂というのはどこのことを指すのか、それにちょっと1か月2万1,000円という使用料が高いんじゃないかなと思うんですけど。お答え願います。
- 議長（大河原昭洋） 大藤議員、これは削るという部分になるんですけど。それでも、その上で質問ということよろしいですか。
6番、大藤克紀議員。
- 6番（大藤克紀） もともと、どこのことかなということをお答えください。
- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 現在は、智頭地区公民館と使用しているところがございます。
- 議長（大河原昭洋） よろしいですか。
6番、大藤克紀議員。
- 6番（大藤克紀） 智頭地区公民館はどこにいかれるんですか。智頭地区公民

館、削るってなってるんですけども、どこに。

○議長（大河原昭洋） もともと食堂になっていたところが、今、智頭地区公民館になっていて、そのために今回の条例の中から削ると。新しく改正文から削るという意味合いですね。それでよかったですね。

よろしいですか。ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほどの中野議員の提案です。この「婦人室」という表現が妥当なのかということで、旧来「婦人」といったら多分、これは結婚をした人という解釈ができると思うんです。今、中野議員が言われたように、今のこの人権感覚が発達した時期にやはりこの表現は、これを使うということは智頭町の人権感覚がどうなのかなと疑われかねないので、これはやはり人権担当の総務課として、名称の変更も併せて議論をしていただけないでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） もともとこの「婦人室」という部屋は、教育課長が本来答えるべきだろうとは思いますが、もともと町の連合婦人会であるとか、婦人団体連絡協議会、これらの事務局的功能を備えた部屋として、事務室的な機能を備えた部屋として使用されていた関係で、「婦人室」ということで今まで通称として呼ばれていた部屋でございます。今、両議員のご指摘のとおりで、いろいろ検討させていただきたいと思いますので、また担当課等と相談しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第33号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書22ページ、説明資料は4ページとなります。

議案第33号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として国の支援が延長されたことに伴い、所要の改正を行うもので、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものです。

国の傷病手当支給に対する財政支援の適用期間が、令和3年6月末まで延長されましたが、今後も状況により延長される可能性もあることから、日にちを定めるのではなく規則を制定し、規則で定める日までというふうなことで、23ページにあるように規則で定める日までということ、適用期間を規則で定める日までとするものであります。

施行期日は公布の日からとするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第34号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第34号 智頭町介護保険条例の一部改正についてです。

議案書24ページ、説明資料は5ページとなります。

介護保険施行令の一部改正及び第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定により所要の改正を行うもので、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めらるるものでございます。

議案書25ページをご覧ください。第2条の保険料率について、適用期間を令和3年度から令和5年度までと定めるものであります。また、附則の延滞金について、特定基準割合を延滞金特定基準割合に定めるものです。

施行期日は令和3年4月1日から施行とするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 議案第34号の改正後のところの、平成30年度からとい

う空いているところが、令和3年度から5年という期間でくくられるんですか。
具体的に継続的にするものではないのか、そこら辺ちょっとお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 期間限定をするものではなく、30年度からずっと次の期間までというふうなことはなく、期間限定をしないというふうなことになります。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 改正前が、平成32年度までというところの改正が、令和3年度から5年度までという限定なんですか、ということをお尋ねしています。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 限定ではありません。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 限定でないのであれば、なぜこの説明資料のほうで5年までの間に改めるという表現なんですか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） それは、第2条の保険料率を令和3年度から令和5年度までというふうなことで、定めるものだというふうなことになっております。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第35号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。
小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第35号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

議案書27ページ、説明資料は5ページの下段となります。

介護保険省令及び介護保険サービスに係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うもので、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものです。

これは、介護保険サービスに係る人員、設備、運営の基準が介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に1度見直しが行われることに伴うものです。今回は、議案書28ページのように、第3条に地域密着型サービス事業所に対して利用者の

人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な体制の整備と措置を講じること等を追加するものです。

施行日は公布の日からとするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第27、議案第36号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第36号 智頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

議案書29ページ、説明資料は6ページからとなります。

これも、介護保険省令及び介護保険サービスに係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うもので、本議会の議決を求めるものです。

介護保険サービスに係る人員、設備、運営の基準を見直すということで、議案書30ページのように、第3条に地域密着型介護予防サービス事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待の防止等のために、必要な体制の整備と措置を講じることを追加するものです。

施行期日は公布の日からとするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第28、議案第37号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営

並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第37号 智頭町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

議案書31ページ、説明資料は6ページ下段となります。

これも、介護保険省令及び介護保険サービスに係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書32ページのように、第2条に指定介護予防支援事業者に対して、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、必要な体制の整備と措置を講じることが追加されるとともに、災害等の業務継続計画の策定、感染症対策の強化、運営規定の提示、ICTの活用、利用者への説明等に係る事項、記録の保存等に係る事項等について追加するものでございます。

施行日は公布の日からとするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この法律で、こういうことをしなさいということが新しく付け加えられるようですが、それに対しても、財政的な支援もこれはついてくるという解釈でよろしいでしょうか。ただ、新たにこれを事業所にしなさいというだけのものなんではないでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） これは財政的な支援は、こちらのほうではございません。

○議長（大河原昭洋） こちらのほうではないというのは。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 町のほうでの予算的な支援はございませんが、まだ介護報酬改定等で今後、国のほうで考えられるものがあるかもしれませんが、町

のほうとしましては特に財政措置はありません。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第29、議案第38号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第38号 智頭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてです。

議案書36ページ、説明資料は7ページとなります。

これも、介護保険省令及び介護保険サービスに係る基準の改正に伴う、所要の改正を行うことを、本議会の議決を求めるものになります。

議案書37ページをご覧ください。第3条に指定居宅支援事業者に対して、利用者の人権の擁護、虐待の防止のための、必要な体制の整備と措置を講じること等を追加するとともに、災害時の業務継続計画の策定、感染症対策の強化、運営規定の定義、ICTの活用、利用者への説明等に係る事項、記録の保存等に係る事項について追加するものと、37ページの第6条で、管理者の指定要件を主任介護支援専門員とした要件を、人員確保が著しく困難でやむを得ない理由のある場合は、介護支援専門員で可能とすることを追加するとともに、42ページの附則で、経過措置も令和9年3月31日まで延長するというものを追加するものでございます。

施行期日は、条例につきましては令和3年4月1日からの施行で、附則第2項の改正の規定及び同項の1項に加える改正規定は、公布の日から施行するものとなります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第39号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部

改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

- 税務住民課長（江口礼子） 議案書 44 ページをご覧ください。説明資料は 7 ページ下の段です。

議案第 39 号 智頭町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

この改正は、国の通知によりまして住宅セーフティネットとしての公営住宅の役割を踏まえて、保証人の確保は入居の支障とならないよう保証人の制度の見直しを行うものです。2 人から 1 人のように見直しをしております。

また、改良住宅等を管理要領の改正によりまして、割増し賃料を徴収する収入区分の変更について、47 ページのように所要の改正を行うものです。

施行期日は公布の日としております。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第 31、議案第 40 号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

- 税務住民課長（江口礼子） 議案書 48 ページをご覧ください。説明資料概要は 8 ページです。

議案第 40 号 智頭町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についても、議案第 39 号と同様に、保証人の確保が入居の支障とならないように、保証人の人数を 2 人から 1 人に改正を行うものです。

施行期日は公布の日としております。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第32、議案第41号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 議案書50ページをご覧ください。議案説明資料概要では8ページの下段となっております。

議案第41号 智頭町簡易水道施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、簡易水道の維持管理体制の変更に伴い、所要の改正を行うものでございまして、郷原簡易水道のうち米原地区の維持管理全般を、智頭町の直営で行うこととするため、料金体系の変更を行うものでございます。

施行期日は公布の日からとなっております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 水道料金が、これは町営水道の料金になるという解釈だと思うんですが、普通の町内の基本料金との差があるように感じるんですが、これはやはり簡易水道から町営水道に移行するときの激変緩和的な、これは口径13ミリで1,900円という設定になっているんでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） この料金に関しましては、料金体系が智頭町の上水道に編入するという形で、町の職員として維持管理を行うためということで、地元のほうには事前の説明会を行って、上水道と全く同じ料金になりますよという説明を行った上で、今回改正するものでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私が聞いているのは、この1,900円というのはこれは例えば、智頭区の上水道の基本料金と同じだという認識でよろしいですか。

○議長（大河原昭洋） 藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） はい。現行の上水道の料金と全く一緒でございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第42号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書52ページをご覧ください。併せて、議案説明資料9ページ上段もご覧いただきたいと思います。

議案第42号 智頭町消防団条例の一部改正につきましては、消防組織法に基づき条例で定めるべき事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

そうしましたら、議案書53ページをご覧ください。

第1条の趣旨を、消防組織法の規定に基づく趣旨に改めるものであり、第2条では、消防団を置くことを、第3条では、消防団の名称とその活動区域を定めております。また、第14条においては、出動手当の額を定めております。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 第3条なんですけど、活動の範囲を智頭町全域とするということによって当然考えられることなんですけれども応援出動、我々の経験ではありませんけれども、不幸にして大きな災害があった場合、応援出動があったということも聞いております。具体的には、鳥取大火のときには智頭町消防団も当時出動しておるといようなことがあったということを知っています。そのあたりの扱いについては、どういうふうになっておるんでしょう。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） この区域につきましても、先ほど説明しました消防組織法に基づいて定めておりますので、組織法上はその設置されるまちの範囲が活動区域ということによって定められておりますので、そちらに準じておるといことで

ございます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 応援出動はないというような形の前提というわけですか。

その例外的な部分も何か書いておかれるべきじゃないかと、私としては思うわけですけど。これはあってはならんことだし、ないほうがいいんですけども、もしそういったところの中に公務災害が発生した場合、それがどういう状況になるのかということになると、この文言だけではちょっと私としては足らんところがあるような気がします。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そのような事が生じた場合におきましては、当然のことながら相互応援協定というものがございます。その協定の中で運用される活動につきましては、公務災害等とも対象になるものと理解をしております。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第43号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案書55ページをご覧ください。説明資料は9ページ下段です。

議案第43号 智頭町営火葬場の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございますけども、火葬業務を現在東部広域行政組合の共同業務で行っております。旧智頭町営火葬場の解体がこのたび終了したために、条例廃止について地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものです。

施行期日は公布の日としております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第35、議案第44号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、議案書57ページ、58ページ、説明資料は10ページであります。

議案第44号 智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。

本議案は、智頭町農業団地センターを鳥取いなば農業協同組合に無償譲渡するため、同施設の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、本議会の議決を求めるものであります。

施行期日は令和3年4月1日です。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

（矢部総務課長 退席）

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第36、議案第45号 智頭町副町長の選任についての補足説明を求めます。

米本総務課参事。

○総務課参事（米本勝彦） 議案書59ページをご覧ください。

議案第45号 智頭町副町長の選任についてでございます。

次の者を智頭町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意を求めます。

智頭町大字大屋35番地、矢部整、昭和35年4月9日生まれ。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

(矢部総務課長 復席)

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第37、議案第46号 智頭町監査委員の選任についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長(矢部 整) そうしましたら、議案書50ページをご覧くださいと思います。

議案第46号 智頭町監査委員の選任につきましては、令和3年5月31日で任期満了となる、小林新氏について、引き続き同氏を委員に選任したいので、本議会の同意を求めるものでございます。

智頭町監査委員として選任したい者、八頭郡智頭町大字智頭1809番地1、小林新氏、昭和24年11月18日生まれでございます。

なお、選任後の任期は、令和3年6月1日から令和7年5月31日までの4年間でございます。

以上であります。

○議長(大河原昭洋) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

日程第38、議案第47号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町老人福祉センター)の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 議案書61ページをご覧ください。

議案第47号 公の施設における指定管理者の指定について(智頭町老人福祉センター)です。

次のとおり、地方自治法第244号の2第3項に規定する、公の施設の指定管

理者を指定することについて、同第6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、智頭町老人福祉センター。指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭1795番地1、特定非営利活動法人和の輪、理事長、春摘暢仁。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとなります。指定の理由につきましては、智頭町老人福祉センターの指定管理の業務を効果的かつ効率的に行うため、特定非営利活動法人和の輪を指定管理者として指名しようとするものであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 私は、もう何年来もこの件を問題視しております。運営上問題がないということなんですけども、公募もされていない、単独的にこの法人が指定されている理由というのもよく分かりませんし、障害福祉サービス事業があと町内に2事業所あるんですが、そこは自助努力で自分たちの建物や土地を利用して運営されているんですけども、ここの部分だけ非常に手厚く、いつもここが指定管理に入られるんですけど、どういう理由ですか。お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） まず、指定申請につきましては、この和の輪以外にも同じように現在老人福祉センターを使用しておられます、シルバー人材センターさんのほうに申請のほうをお願いしました。しかし、シルバー人材センターさんのほうからは、今回のほうでは申請はできないというふうなことで、申請が出なかったことにより、和の輪さんというふうなことになりました。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 町報とかそういうので広く公募されたわけですか。シルバー人材センターさんと和の輪さんの2社だけですか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 公募はしておりません。シルバーと和の輪のみです。

○議長（大河原昭洋） 河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 運営方法は正しいということは福祉課、以前常任委員会で話しされましたけども、どうもここは違和感を感じてならないんですけども。ほかの福祉サービスされている事業所は、自分とこの土地や建物を持たれてやっておられるわけですよね。なぜ、ここだけにこの特化されるのかがよく分からないんですけど、そこら辺を聞かせてください。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） これまでの歴史的経過等もございまして、指定管理となっております老人福祉センターの場所の管理が、管理する事業所がなかった時代がありまして、その際に和の輪さんのほうがそこで行っていただいているというような歴史的な経緯もあり、現在使用しておられ、かつ実際に安定した運営管理を図っておられるというふうなことの、これまでの実績を評価しまして、和の輪さんのほうに指定を行うものとなっております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第39、議案第48号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭町総合案内所）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書62ページをご覧ください。

議案第48号 公の施設における指定管理者の指定について。

これは、智頭町立智頭町総合案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、智頭町立智頭町総合案内所。指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、一般社団法人智頭町観光協会、会長、米井哲郎。

指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。指定の理由、智頭町総合案内所の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人智頭町観光協会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほどの同僚議員からも質問があったんですが、指定管理をするときには公募をかけるというのが、確か規則にうたっていると思うんですが、今回この総合案内所については、どのような選定の過程があったんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） このたび公募は行っておりません。その理由といたしまして、近年観光協会との連携を強化しているということも踏まえまして、その辺を考慮した上で、指定管理者として指定するものでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 多分、規則に公募をかけるということをうたっているのには、やはり指定管理にはお金がかかりますので、町としてはそういうものなるべく少なくなくて済むように、ある程度競争を行わせて上で、指定管理費が少なくなるようにするための公募だという具合に認識をしているんです。やはり、そういう努力が必要なのではないでしょうか。

先ほども歴史的なつながりとかっていう話がありましたが、当然公募をかけると、例えば民間のところは「じゃあうちがちょっとやってみようか」ということも当然あり得ると思いますので、やはり今後はそういう公募ということを前提とした指定管理制度と、もともとその規則にうたっていると通りの運営をしないと、こういうところが監査等にも指摘される要因になるのではないかと思います。これはとにかく観光協会に、執行部としては決めて提案しているんだという前提だということですね。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 先ほども申し上げましたけども、この近年一般社団法人化されて、観光行政にかなり寄与していただいているということもございます。また、企画課との連携というのも今一番ピークに達しているというふうに考えておりますので、これから令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間のうちで、議員おっしゃるとおり、経費削減を目指しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第40、議案第49号 公の施設における指定管理者の指定について（旧塩屋出店及び西河克己映画記念館）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書63ページをご覧ください。

議案第49号 公の施設における指定管理者の指定について。

これは、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館。指定管理者、八頭郡智頭町大字智頭2067番地1、一般社団法人智頭町観光協会、会長、米井哲郎。

指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。指定の理由、旧塩屋出店及び西河克己映画記念館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般社団法人智頭町観光協会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第41、議案第50号 町道の路線の認定についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案64ページをご覧ください。

議案第50号 町道の路線の認定についてでございます。

これは口波多、波多両集落の生活には欠かせない、既に整理済みの道路2路線を新たに町道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

路線の詳細についてですが、議員の皆様にはA3の1枚ものの図面を参考資料としてお配りしておりますので、そちらをご覧ください。まず、図面左半分が路線番号3520町道口波多線になります。起点智頭町大字口波多字温宇井上河原950番地先、終点智頭町大字口波多字花屋前876番地先。重要な経過地は、

一般県道大高下口波多線となります。

本路線は平成16年に国より譲渡され、現在まで法定外公共物、いわゆる里道として利用されてきましたが、地域住民の生活には欠かせない基幹路線であることから、まちで適切な維持管理をする必要があると判断し、新たに町道として認定するものでございます。

続きまして、右半分が路線番号3521町道波多支線になります。起点、智頭町大字波多字ウチクラダニ1015番地先、終点、智頭町大字波多字イゴカイチ208番1先。重要な経過地は、一般県道大高下口波多線となります。

本路線につきましては、かつて県営林道深山線として整備された路線で、その後の県道大高下口波多線の整備により、県の管理からは外れたようですが、その際、町道として移管を受けておらず、現在まで管理者不明の状態で行われてきました。しかし、当路線につきましても口波多線と同様の理由により、新たに町道として認定するものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第42、議案第51号 財産の無償譲渡についての補足説明を求めます。

山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、65ページをお願いします。説明資料は10ページです。

議案第51号 財産の無償譲渡について。

本議案は、智頭町農業団地センターを鳥取いなば農業協同組合に無償譲渡することについて、本議会の議決を求めるものであります。

無償譲渡する財産は智頭町農業団地センターで、大字智頭2052番地1所在の鉄筋コンクリート造りの建物の、3階部分の557.92平方メートルであります。無償譲渡の相手方、鳥取いなば農業協同組合、代表理事組合長、影井克博。無償譲渡の目的は、当該施設の利用を促進し、智頭町農業の体質改善を図り、地域の農業振興を促進するためであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は、議場の時計で2時40分とさせていただきます。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時40分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第43、議案第52号 第4次智頭町行財政改革プランについての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、議案書66ページをご覧くださいと思います。

議案第52号 第4次智頭町行財政改革プランの策定につきましては、令和2年度から5年間における同プランを策定することについて、議会基本条例第9条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、プランの概要を説明させていただきますので、別にお配りしております、第4次智頭町行財政改革プランをご覧くださいと思います。

1ページの第1、はじめにをご覧ください。

本町では、平成17年度に策定した第1次プランから令和元年度までの間、3次にわたる行財政改革プランを策定し、切れ目のない行財政改革に取り組んだところでありますが、この間、人口は急速に減少するとともに高齢化も上昇し、社会保障費なども増大するなど、健全な財政運営維持が極めて重要となっております。

このため、町民が安全安心に暮らし続け、行政機能の維持が可能となるよう、第7次智頭町総合計画と第2期智頭町総合戦略の将来像、理念、実効性を支える第4次智頭町行財政改革プランを策定するものであります。

次に、2ページからの第2、改革プランの背景をご覧ください。

今回、第4次改革プランを策定するに当たり、第3次改革プランの具体的取組について総括を行い、効果や見直すべき事項を整理した上で、2ページから7ページに掲げる7分野における見直しのポイントに留意して、改革を進めることとしております。

また、8ページから10ページに掲げるプランの背景では、本町人口のシミュレーションは移住促進などにより、第1期智頭町総合戦略での推計と比べ、若干緩やかな減少となっておりますが、財政状況では人口減に伴う税収減が進行し、人口減は地方交付税への影響も懸念されているところであり、公債費の大幅な増加も予想されるところでございます。

10ページから11ページは、中期財政見通しであります。10ページに簡単にその推計方法を示しておりますが、平成2年度当初予算額をベースにして、町税につきましては税収見込みにより、地方交付税につきましては直近の平均減少率により、国・県支出金及び地方債につきましては、総合計画において予定されている事業に基づき、それぞれ推計をしております。

また、繰入金につきましては、歳入歳出の均衡を図るため、歳入歳出見込額の差額を、収支不足額として基金から繰り入れることとしております。

歳出の人件費につきましては、行政サービスの維持の観点から、令和2年度のまま据え置いております。扶助費は、直近の平均減少率により、公債費、投資的経費は、平成2年度当初予算計上事業をベースにして、これも総合計画において予定されている事業に基づき、繰出金は、直近の増加傾向と各会計における公債費の見込みを勘案して、それぞれ推計しております。

物件費維持補修費及び補助費等は、行財政改革推進を念頭に、直近年度の平均値から毎年度10%削減しております。なお、推計の結果は、10ページ下段の図3、財政見通し及び11ページの表1、財政シミュレーションのとおりであります。推計の結果、表1の最下段、年度末基金残高が令和6年度末には、令和2年度末から12億5,500万円減の2億9,000万円と見込んでおりますが、これは、あくまで厳しめの推計による数値であり、推計どおりの結果とならないよう本行財政改革プランを策定して、次ページからお示しする行財政改革を着実に実行するものでありますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

それでは、12ページからの第3、改革プランの主要項目について説明させていただきます。

1、持続可能な財政においては、弾力性のある財政運営を確保するため、物件費や補助費を見直すとともに、起債事業を縮減することにより、プラン実施期間中において、経常収支比率及び将来負担比率、いずれの指標も80%台へと軽減を目指すこととしております。

また、公共施設の改修、更新など、適正な維持管理には多大な財政負担が予想されるため、更新の在り方、優先順位、財源確保の計画的検討が必要であり、全ての公共施設について個別施設計画を策定し、更新費用の圧縮と更新時期の見える化を図ることとしております。

14ページからの2、行政体制の改革においては、(1)行政手続のスマート化で、ICTの利活用や複数自治体での共同利用などにより、大幅な業務効率化と住民利便性の向上を目指すこととしております。

(2)行政機能の分散化では、各地区住民の高齢化や交通弱者対策として、各地区拠点を活用した行政機能の分散化を実現して、平常時・緊急時における柔軟できめ細やかな行政サービス提供と、職員のテレワーク環境整備を行い、職員の適切な人的配置と地区活性化を目指すこととしております。

(3)職員改革では、縦横のコミュニケーションを取ることができる仕組みづくりと、支え合える職場づくりを目指すこととしており、特に専門性の高い業務にあっては業務フローの作成・見直しなどにより、業務量の平準化を図り、職員の負担軽減を目指すこととしております。

16ページからの3、住民・民間とのパートナーシップにおいては、(1)住民の暮らしに直結した事業で、公共インフラの維持管理や、各地区拠点における企業支援、企業誘致など、各地区住民による住民自治と地域経営を支援し、地区の自立を図ることとしております。

(2)民間活力活用の推進では、PPP/PFI導入に関する指針を策定し、実施事業の選択と導入可能性調査を実施することとしております。

(3)関係人口の増加を目指してでは、ちえの森ちづ図書館を核としたちづみちエリアリノベーション事業を中心に、開かれた行政、自由な発想を受け入れる体制づくりに努めることとしております。また、関係人口の指標に林業・農業、観光業、まちづくり支援など目的を明確にする指標を定め、関係人口増加に向けた事業を展開することとしております。

(4)SDGs関連事業の推進では、行政活動、住民活動、民間企業活動など

全ての活動は、SDGsの理念に基づいた明確なゴールとターゲットを定め、推進していくこととしております。

最後に、19ページからの第4、実施期間等においては、本プランの実施期間を、令和2年度から令和6年度までの5年間としており、本プランの位置づけにつきましては、第7次智頭町総合計画に定める将来像と理念を基本に、第2期智頭町総合戦略、SDGs未来都市計画、公共施設等総合管理計画などの各種計画の実現に必要な、行財政改革に関する方針を示すものでございます。

また、本プランは、総務課長をトップとした各所属の課長補佐で組織する、行財政改革プラン推進チームにより進行を管理するとともに、本プランに基づくアクションプランを策定し、毎年度評価と見直しを行うこととしております。また、評価と見直しの結果は、ホームページ等で公表するなど、進行の見える化を図ることとしておりますとともに、本プランの主要項目ごとに達成目標を定め、進行状況や効果が見える化し、公表することとしておりますとともに、第7次総合計画との整合性を図り、事業のPDCAサイクルによる検証結果を参考にして、プラン進行の見える化を行うこととしております。

なお、21ページからの第5、その他では、注釈の解説をしておりますとともに、別途、第4次智頭町行財政改革プラン・アクションプランを添付しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 行財政改革を行うに当たりましては、11ページ、人件費に関して職員の適正管理が必須かと思われませんが、11ページを拝見しますと、この5年間で人件費は全く変わりません。この職員の適正管理に関しましてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほども若干触れさせていただきましたが、住民サービスの維持のために、今の現有の人員は必要であろうと考えております。その中で、退職等による新陳代謝、それ等も勘案しておりますが、一応そのことも踏ま

えながら、現状維持の今と同額のシミュレーションをしておるところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この改革プランで、特に背景の中で一般財源に、予算編成時に財源を一般財源に依存する傾向が高く、既存事業の大胆な見直しができいていませんという現在の評価をして、これからの中に事業の見直しをするんだということを行っています。同じく12ページの財政指標を見たときに、今後2年度から6年度にかけて経常収支比率、将来負担比率を80%台にするんだという目標を掲げていますが、現実には元年度で経常収支比率が97.6%で、監査からいつも指摘しているように、非常に硬直的な財政だと言われていたんですが、これを約10%経常収支比率を下げる目標を掲げているんですが、これを実現しようと思えば、相当な支出の見直しが伴ってくると思うんですが、具体的にこの辺はどのような見直しをして、この経常収支比率を約10%近く、もう既に今年度もその目標になっていますね、88%。今後2%ずつ減らしていくような、経常収支比率を減らしていくような、アクションプランのほうにはそういう具合にKPIでうたっていますが、本当にそれを実現しようと思えば、相当支出を絞っていかんとできないと思うんですが、ある程度そういう具体的なことを考えているんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 来年度の当初予算に先ほど若干触れました。無経費等々の一般財源、これはいわゆる経常収支のほうに入ってくるわけですが、こちらのほうを約10%程度減少を、当初予算の編成の中では見ております。また、補助費につきましても、各種事業を見直した結果、補助費も減額となっております。

先ほどもご指摘があったように、公債費につきましてもは起債償還のことがございますので、なかなか公債費の減は難しいところではございますが、いつも申し出ておりますとおり、公債費の財源となるものには過疎債を充てておりますので、公債費の増大に比例しまして地方交付税も上がっております。分母のほうが上がりますので、率もそれに伴って横ばい以下となるように考えておりますので、これからも予算編成時においては一つ一つの事業を見直すことで、先ほど言った目

標にできる限り近づく努力をしていく所存でございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この11ページの財政シミュレーション数値の中で、これから確実に増えていくのが公債費です。今年度の7億9,000万円からマックス2年後には9億2,000万円まで増えている。補助費等をこの出発点の2年度で13億6,000万円見ていたのが、半分以下の6億3,000万円になるような見込みをしているんですが、本当にこういう補助金をしっかり削っていくという覚悟の下に、このシミュレーションを立てたという、そういう覚悟を持ってやっっていこうという、これはシミュレーションだということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） どうしましても町民生活に直結する事業、やはり高齢化が進む中で、手当すべき補助金は手当する必要があるかと思っております、それ以外のやはり政策的なもの、こちらについては順次見直しをということで考えております。令和3年度の当初予算においても、そのようなものについては減額ということも手をつけておりますので、これからも引き続きそのような対応を取っていきたいと考えておりますし、また、先ほど説明の中で述べておりますが、このような推計どおりの結果とならないように、本行政改革プラン、このプランを着実に実行することによって、シミュレーションの負担額、このものを少なくするというのと、それから、起債額も圧縮する。それから、基金の取崩しも少なくするというようなことに、その目標のためにこの行革プランを策定し、また、着実に実行していくということでございますので、その点は先ほど申したとおり理解をいただきたいと思っております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 逆説的に言うと、こんな改革プランのようにならないようにしていくということですね。この最終年度6年度には基金残高が2億9,000万円。こういうようにならないようにしていく、逆説的に言うのですよ。今のシミュレーションどおりにいくとこうなるから、こうならないように努力をしていく。これを目標にということではないということですね。そこら辺どうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほども説明の中で述べさせていただきましたし、今

の先ほどの説明でも重ねて申し上げましたが、このようなシミュレーションの結果とならないことを目指して、このプランを策定し、確実に実行していくということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第44、議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書67ページをご覧ください。

議案第53号 第8期智頭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてでございます。

今回、3年に1回の計画の見直しを行いましたので、智頭町議会規則条例9条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年度から令和5年度までの、介護サービスの利用と給付費の見込み及び高齢者が地域で暮らす体制づくりの計画を定めるものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

計画書の補足で説明されるようなところはありますか。主だったところでも説明を。委員会なら委員会でもいいです。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 委員会のほうで説明をしたいと思います。

○議長（大河原昭洋） ということでよろしいですか、議員の皆さん。委員会のほうで詳細な説明を求めます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

以上で、補足説明及び質疑を終わります。

日程第45. 議案第16号から日程第54. 議案第25号まで 10案
一括上程

○議長（大河原昭洋） これから日程第45、議案第16号から日程第54、議案第25号までの10議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この10議案については本日可否決定を行います。

日程第45、議案第16号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第9号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、別途配付しております補正予算書のほうをご覧いただきたいと思えます。1ページでございます。

議案第16号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出の総額から2億5,037万円を減額し、それぞれ72億9,107万円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和2年度3月補正予算概要と、補正予算書により説明させていただきますが、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承いただきたいと思えます。

全事業にわたって決算見込みに基づき、人件費を含む事業費の調整を行っておりますが、人件費につきましては、副町長の不在、職員の退職、期末手当の支給割合改訂などに伴い、また、各事業の事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業中止などにより、主に減額となっております。

概要書の1ページ、補正予算書23ページの議会費では、議員報酬などを減額しておりますが、議員辞職などに伴う実績見込みに基づくものであり、議員期末手当の減には、経済対策の財源として実施された昨年6月期末手当の20%減額分が含まれています。

同じく予算書の23ページからは総務費ですが、23ページから25ページにかけての一般管理費、財政管理費及び財産管理費につきましては、会計年度任用職員及び特別職を含む人件費の調整のほか事業費の調整を、25ページから26ページにかけての、まちづくり推進費でも、人件費の調整のほか事業費の調整を、地域情報化推進事業では、電柱橋架使用料及び物件移転等補償費の増額を、26ページの交通安全対策費では、車借り上げ料の減額を、それぞれ措置しております。

す。なお、一般管理費の特別職期末手当の減には、緊急経済対策の財源として実施した昨年6月期末手当の町長20%減額分が含まれております。

予算書26ページから27ページにかけての、また、概要書では2ページとなる地域活性化推進費及び交通政策費では、事業費の調整のほか交通政策事務費で、乗合タクシー運行手数料の増額を措置しております。

28ページの諸費の諸税等還付金では、諸税等還付金の増額を、28ページから29ページにかけての税務総務費及び29ページの賦課徴収費では、会計年度任用職員を含む人件費の調整のほか事業費の調整を、それぞれ措置しております。戸籍住民基本台帳費及び統計調査総務費は、人件費の調整であります。

30ページの商工統計調査費から経済センサスまでの統計調査費は、いずれも事業費確定による事業費の調整であり、31ページの監査委員費についても、事業費の調整であります。

31ページからは民生費であります。社会福祉総務費では、人件費の調整のほか、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額を、また、高齢者等移送サービス事業補助金の増額を、それぞれ措置しております。

概要書は3ページとなります。予算書は31ページの国民年金費は、人件費の調整であり、同じく31ページの障害者福祉費では、事業費の調整のほか障害者給付費など扶助費の増額を、また、地域生活支援事業では、制度改正に伴うシステム改修委託料の増額を、それぞれ措置しております。

32ページの老人福祉費では、事業費の調整のほか、後期高齢者医療連合負担金の増額を、また、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額などを、同和対策費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、社会福祉施設費でも事業費の調整を、それぞれ措置しております。

33ページの子育て支援推進費では、事業費の調整を、33ページから34ページにかけての、また、概要書では4ページとなります。保育園費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、それぞれ措置しております。

34ページの母子父子福祉費では、母子生活支援施設入所扶助費の増額のほか、自立支援教育訓練給付費などの減額を、児童館費では人件費の調整を、児童手当給付費では手当の減額を、それぞれ措置しております。

35ページの生活保護総務費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、生活保護扶助費では財源の組替えを、それぞれ措置しております。

衛生費の保健衛生総務費では、人件費の調整のほか温水プール利用委託料の増額を、35ページから36ページにかけての予防費では、各種予防接種手数料の減額のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業で国の予算拡大に伴う事業費の増額を、環境衛生費の火葬場管理事業では事業費の調整を、それぞれ措置しております。

ここから概要書は5ページとなります。予算書は36ページの母子衛生費では、事業費の調整のほか未熟児等養育医療費の増額を、健康増進事業費では事業費の調整を、36ページから37ページにかけての保健師設置費では、人件費の調整のほか普通旅費の減額を、それぞれ措置しております。

37ページの保健センター管理費では、修繕料の減額を、じんかい処理費、し尿処理費及び合併処理浄化槽費では、各事業の事業費の調整を、簡易水道施設費では、簡易水道事業特別会計操出金の減額を、38ページの病院施設費では、PCR検査機器導入のほか、コロナ対策経費の増加に伴う病院事業会計操出金の増額を、それぞれ措置しております。

同じく38ページの農林水産業費、農業費の農業委員会費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、農業総務費では人件費の調整を、それぞれ措置しております。

概要書は5ページから6ページにかけて、予算書では39ページから40ページにかけての農業振興費では、各事業の事業費の調整を、概要書は6ページになりますが、予算書では40ページの畜産業費では、畜産共進会助成事業費補助金などの減額を、地籍調査費では、人件費の調整のほか事業の確定に伴う事業費の調整を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計操出金の減額を、それぞれ措置しております。

41ページの林業総務費では、人件費の調整を、概要書は6ページから7ページにかけて、予算書では41ページから42ページにかけての林業振興費では、会計年度任用職員人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、概要書は7ページとなります。予算書では42ページの造林事業費及び42ページから43ページにかけての林道費では、それぞれ人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、43ページの水産業振興費では事業用消耗品費の減額を、それぞれ措置しております。

43ページからは商工費です。43ページから44ページにかけての商工振興

費では、事業費の調整のほか、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金積立金の増額を、観光費及び概要書は8ページの交流事業費では、各事業の事業費の調整を、それぞれ措置しております。

44ページからは土木費です。44ページから45ページにかけての土木総務費では、人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、45ページから46ページにかけての道路維持費では、各事業の事業費の調整のほか除雪委託料の増額を、46ページの道路新設改良費でも各事業の事業費の調整を、47ページの下水道事業費では、公共下水道事業特別会計繰出金の減額を、47ページの河川環境整備費では工事請負費の減額を、それぞれ措置をしております。

47ページの消防費、常備消防費では、東部広域行政管理組合消防費負担金の減額を、47ページから48ページにかけての非常備消防費、48ページの消防施設費及び概要書は9ページの防災費では、それぞれの事業の事業費の調整を措置しております。

49ページからは教育費です。教育委員会費では費用弁償などの減額を、49ページから50ページにかけての事務局費では、人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、50ページの小学校費及び51ページの中学校費でも、各事業の事業費の調整を、それぞれ措置しております。なお、事務局費の特別職期末手当の減には、緊急経済対策の財源として実施した昨年6月期末手当の教育長10%減額分が含まれています。

概要書は9ページから10ページにかけて、予算書は51ページから52ページにかけての社会教育総務費では、人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、概要書は10ページ、予算書は52ページの中央公民館費では人件費の調整を、地区公民館費では、会計年度任用職員人件費の調整のほか事業費の調整を、社会教育施設費でも、人件費の調整のほか事業費の調整を、それぞれ措置しております。

53ページの文化財整備活用費では、会計年度任用職員人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、53ページから54ページにかけての図書館費では、会計年度任用職員を含む人件費の調整のほか事業費の調整を、54ページの社会同和教育費及び54ページから55ページにかけての保健体育総務費でも、各事業の事業費の調整を、それぞれ措置しております。

55ページの学校給食費では、会計年度任用職員を含む、人件費の調整のほか

事業費の調整を、また、給食回数の増に伴う学校給食費補助金の増額を措置しております。体育施設費では、会計年度任用職員人件費の調整のほか事業費の調整を、また、智頭温水プール男女更衣室のスライドドア他の修繕に要する経費を、措置しております。

以上、合計2億5,037万円の減額補正となっております。

次に、歳入についてですが、予算書9ページをご覧いただきたいと思います。

町税から町債まで、歳入と同額の合計2億5,037万円の減額となっておりますが、いずれも実績及び決算見込みに基づくものであります。主なものは、地方交付税を現段階の実績により増額し、繰入金では、財政調整基金、まちづくり振興基金などからの繰入金の減額をしておりますとともに、町債では減収補填債の増額を、また、過疎債の林業振興事業債の減額を、それぞれ措置をしております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、繰越明許費から地方債の3区分に分けて行います。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

では、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 債務負担行為の。

○議長（大河原昭洋） まずはページ数を示してください。まずは歳入からです。

○9番（岸本眞一郎） 7ページです。総合案内所の指定管理が増になっているんですが、この要因はどのようなものでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 債務負担行為の智頭町総合案内所指定管理委託ですけども、昨年12月議会で債務負担行為をさせていただきました。このときに消費税の計上を失念しておることが判明いたしましたので、今回の変更とさせていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。歳入の部分です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 26ページです。まちづくり推進費、まちづくり支援事業補助金、これがマイナス1,134万円。これは確か、元は多分2,000万円だったと思うんですが、まず執行された事業がどのようなもので、あと、この減額になった要因、その2つについてお尋ねします。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） まちづくり支援事業ですけども、実績としましては、すみません、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。また調べて報告させていただきます。この減につきましては実績に伴う減ですけども、私が今記憶している範囲では、ハード整備が1件とソフト事業が2件というふうに、ちょっと詳しい額はまた回答させていただきます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） もともと補助金の額が2,000万円で、それで未執行が1,134万円、それから、逆に言うと執行が800万円幾らだと思うんですが、今執行されたのはどういったもので、あとやはり手挙げが少なかったという状況でこの減額になったということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 何期かに分けて公募をさせていただいているんですけども、手挙げが少なかったといえばそういう結果に、あくまで実績ということになります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 全般的な話しになりますけども、歳出の。会計年度任用職員等々の人件費が、かなりあちらこちらで減額になっているんですけど、これは採用されたけど応募がなかったとか、そういう理由ですか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） その事業ごとによれば、金額を見てもらって分かります。

と思いますが、それによっては採用に至らなかったというものもあります。また、事業によっては当初見ておいた人数を満たさなかったもの、これもございます。また、時間外勤務手当というものも、会計年度任用職員には職員と同等ですので支給ということで、その予算措置をしていたものが不要となったもの等もございます。

それと、当初予算では3年間の雇用を念頭にとということで、最高額の3年間で到達すべき賃金、報酬額というものを想定しておりますが、1年目の採用となる場合には、最高位の報酬とならないということも関係がございますので、またその差額も生じたというところで、それぞれの事業、人によって残額が生じておるといところがございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 歳出本冊31ページ、概要説明書3。障害福祉費ですが、全般的に減額補正となっておりますが、ここだけ409万円増額で、9月に860万円ぐらいと12月に430万円ぐらい、補正で障害給付費が増額になっているんですけども、これは先ほどの質問にも関係するんですけど、3か所事業所があるんですけども、私の調べているところでは、1か所の福祉サービス事業所に集中しているという利用者の方が、隔たりが起きているんですけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 12月でも補正をしましたが、12月の段階で見込んでいたものよりも、こちらが想定した以上に実績が出たということで、今回補正をさせていただきました。具体的に申しますと、居宅介護のほうで件数と利用のほうも、件数が増えたのは1件ほどしか増えていないんですが、利用額がかなりその分増えたというふうなことでしたり、ショートステイのほうも計上していなかったものが、費用の相談があったということで計上させていただいております。

それと、先ほどお話しがありました就労Bにつきましては、当初見ていたよりも件数、実績とともに少し増えたというふうなところでございます。町内の事業所のみではございません。増えているものは町内のみではございません。また、いろいろな件数が増えた関係で、相談支援事業のほうも当初の見込みよりも4件、

金額のほうも増加しております。

というふうなことで、どうしても利用者様、住民様のそのときの状況等に関係しまして、12月補正等の段階、その都度、その都度の段階では12月補正の段階では、まだ11月までの実績しか分からないというようなところで、実績のほうの後から2か月遅れとか、後でやってまいりますので、当初見込んでいたものよりも実績、利用のほうが伸びたというふうなことで、今回また補正させていただきました。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

3番、安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 37ページのじん芥処理費ですけども、700万円の減になっているんですけども、この要因を教えてくださいませんか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 東部広域の可燃物の処理の建設の負担金なんですけれども、当初国の補助金が難しいということで負担金のほうを多く組んでいたんですけども、東部広域のほうの折衝等で国の補助金が頂けたということで、今回減になっております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 生活保護総務費、35ページ。委員会でも副議長のほうが疑問視されてましたけども、時間外手当の部分です。全体の補正額を見ると215万7,000円と減額になっていますが、個別に見ますと時間外手当が10万円、トータルで172万円ぐらい、今まで補正で時間外手当がついていると思います。

それを時給1,000円で計算して1.25倍すると、大体1,000時間近いぐらい年間の補正がかかっていると思うんですけども、36協定等もあるんですが、年間300時間を超えなければ残業代がいいとは思うんですけども、当初の概要書のほうには、生活困窮者自立相談支援事業並びに住宅各給付金については必須事業で、今年度から就労支援員については直営とするということで、直営にされるのはいいんですが、これの職員に対する負担というものは、どのように

お考えですか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 就労支援のところにつきましては、直営とはなっておりますが会計年度任用職員を任用しまして、職員のほうは就労支援についてはその方に任せるものが多くなっておりますので、そちらのほうでは負担減、会計年度任用職員を雇用したことによって負担減にはなっていると思います。

ただ、どうしても人相手のことですので、時間外のほうにつきましては、その場で対応しないといけない。その分どうしても、その日にちまでに行わないといけない。対象者のための資料を、ある日までに出不さないといけないというふうなこともございますので、どうしても時間外というふうなことが生じます。職員のほうの健康等のことにつきましても、時間を超えないようにというところは考えておるところです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

1番、谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 33ページ、子育て支援推進費の我が家で子育て応援給付金69万5,000円減、高校生通学費助成97万4,000円減となっておりますが、該当者の何名の方が申請をしていないのか、お聞かせ願います。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 対象者につきましては、こちらで把握している分に通知等はしているところですが、実際にその方が対象になるかどうかというのは、ちょっとこちらでは分かりません。といいますのが、例えば我が家で子育て応援給付金ですと、育児休業給をもらわれたりというのはこちらでは把握できませんので、そういったところは把握できていないところがあります。

なお、実績見込みとしましては、我が家で子育て応援給付金が20件で369万7,000円、高校生の通学費助成につきましては74件で135万5,000円でございます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 26ページです。地域経済循環創造事業補助金1,000万円、この要因について。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この地域経済循環創造事業につきましては、国の事業

として国と町との事業でやるんですけども、これも公募をかけます。広報等を通じて公募をかけたんですけども、実績がなかったということでの実績減となります。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

2番、波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 33ページの子育て支援推進費、森のようちえん支援事業補助金110万7,000円減、森のようちえん保育料軽減事業補助金78万4,000円減の理由を教えてください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） これについては、利用者の減少による減額でございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 41ページ、本冊、林業振興費。減額補正2,305万8,000円ですが、森林セラピーはじめ、このコロナの影響でなかなか事業ができなかったと思うんですが、この減額かけられているのに対して、今年の当初のほうには余り反映されていないと思うんですけど、どういったところを見直されているか、もし要点があればお聞かせ願えませんか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 来年度当初予算に向けた見直しということでございますか。森林セラピーについてでいいですか。

○5番（河村仁志） 全体で、林業振興費。

○山村再生課長（山本 進） 林業振興費につきましては、まずは昨年制定した山と暮らしの未来ビジョン、これを事業体の皆さんにもしっかりと腹入りいただいた上で、森林整備に向かっていたきたいということで、町長の提案理由にもありましたけど、研修制度を絡めた形での補助・・・ということが、1つの大きなポイントであります。あとは、森林環境譲与税も財源として活用しながら、とにかく人材育成ということに力点を置いた形での、林業関係の予算編成という形にさせていただいています。

森林セラピーにつきましては、なかなか新型コロナの影響で大々的なことができないとはいえ、国の3次補正予算のコロナ交付金を活用しながら、森林セラピ

一、民泊の体験、キャンペーン的にやっ払いこうといったような趣旨の予算を組んでおるところであります。詳細につきましては、また所管の委員会で詳細な説明はさせていただきますと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 地域活性化推進費、27ページです。委託料、設計監理及び測量委託料347万1,000円の減になっています。これは多分、那岐小学校の部分ではないかなと思っているんです。確かプロポーザルで2社入って、相当設計費といいますか、事業費に開きがあると感じて、少ないほうが取ったと認識していますので、事業費が少ないほうが。そのためにこの設計監理委託料、これが減額になったのか、この減額になった要因をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 旧那岐小学校のプロポーザルにおいて審査の結果、取られた業者と交渉をしております。その中で事業費を加味しながら、この額だというところで話をした結果となっております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） でも、この来年度で出てくる事業費については、相当事業費が膨らんでいるんですが、事業費が膨らんでも設計料は少なくて済んだというようなことになるんでしょうか。ここら辺、どういう関係になるんでしょう。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これも交渉の結果といいますか、プロポーザルは金額で落とすわけではございませんので、どの程度できるかとかというような話の中で、この金額に落ち着いたということでございます。ただ、事業費については、やはりワークショップを開催しているところから、若干増える要素というのは実際にあったということは事実でございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 確かプロポーザルのときは私も聞いていて、安ければ例えば7,000万円ぐらいで、高くても1億円ちょっとだというような事業者の話聞いていたんです。実際には、その事業費が2倍近くになっているのに、設計費は安くて済んでいるという、ちょっとそこら辺の整合性が取れていない。どれ

だけその取った設計者が企業努力をして少なくしたかは分かりませんが、通常事業費が増えると、それにつれて設計監理料も増えるというように見えますが、今回については事業費は増えたけど、設計監理費は少なくて済んだということですか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 設計費については、この額で変動なしということになっております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本冊45ページ、土木費道路維持費のところ、除雪委託料が1,237万8,000円ですが、僕の記憶でいくと暮れにどかっと雪が降ってから、そんなに除雪するほど降ってないような気がしたんですけど、どこら辺が対象になる路線だったんですか、増額の部分。

○議長（大河原昭洋） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 具体的な路線というのは、細かくは把握はしていないんですけども、1回に降る量がどかっとという、雨もそうなんですけども、降り方が変わってきております。したがって、業者さんのほうも機械自体性能がどんどん上がっているわけではありません。これまでと同等の機械を使ってやっておるんですけども、やはり降り方がどかっとなると当然時間がかかってしまうというところで、時間単位の契約になっておりますので、その辺降る量が1回につき多いと、回数自体は以前と比べると回数は少なくなっているかもしれませんが、やはり1回の降雪量が多いと長時間の除雪になりますので、このような結果につながるということでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 27ページ、地域活性化推進費の負担金及び補助金、みんなで取り組む中山間地域計画づくり支援事業費補助金、これ150万円の減額になっております。この補助金は10分の10丸々が対象です。とても地域にとっては有効な補助金であると思うのですが、多分手が挙がらなかったんだろうなと想像します。その働きかけ、企画課側がどんな努力をしてきたか、その過程です。減額になるまでの過程をちょっとお知らせください。

- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 周知につきましては、広報等もちろん活用させていただいております。あとは、対象になり得るような団体、組織等には直接情報提供させていただいているところがございます。具体的に言うと、地区振興協議会とか、まだ使っていないところもございますので、そういったところでどうですかというような話はさせていただいているところがございますが、そういったことをしても手が挙がってこなかったというのが現状でございます。
- 議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。
- 8番（谷口雅人） 44ページ、商工振興費、新型コロナウイルスの関係で2件の交付金ですけれども、これは両方で3,000万円強あるわけですが、やはり交付要件が厳しかったんじゃないでしょうか、そのあたりは。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 2件ございまして、新型コロナウイルス対策中小企業支援交付金は一律10万円の支給になっております。この実績は261件ということですので、これはかなりの企業の方に使っていただいたんじゃないかなというふうに実感を受けておりますけれども、コロナに負けるな中小企業支援交付金につきましては、国の持続化給付金を受けた方は対象外になっております。その対象にならないところを対象にしているところがございますので、減少率というところが若干厳しかったかと言われるとそうかもしれません。この辺は商工会とも密に連携を図りながら、制度設計をさせていただいたところがございますので、結果として見つかったんじゃないかと言われたら、そうかもしれないということでございます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 9番、岸本眞一郎議員。
- 9番（岸本眞一郎） 同じく44ページ、新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金、これは利子に対してということだと思っておりますが、その利子の部分が1,700万円ということは、借りるお金の総額というものは、あとは利子の%と全体の金額、多分億単位になると思うんです。これは幾らぐらいを想定した金額でしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） この智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給

補助金ですけども、これは皆さんご存じかもしれませんがゼロゼロ融資のものになります。要は、コロナの影響を受けて資金の借換え等を、金融機関等で借換えをされたところに0.7%の利子を補助するという制度になっています。このうち半分が国からの支援で、半分が町からということですので、0.035%になります。これが5年間、国の制度として利子補給ということになっておりますので、今、正確な数字は正直把握できていません。それは融資額を、正確な数字を金融機関からちょっと頂けないというところもございまして、それを想定して、町内で億単位で借入れを行われたところもあるというふうには聞いております。そういったことを加味して計算した上で、この額を基金に積み立てるということで計算をさせていただいているところでございます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 商工振興費のこの43ページ、智頭町飲食店連携応援補助金、これは200万円減ですが、これも全く手が挙がらなかったという状況で、このようになったということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これは2件申請がございまして、2件の方に使っただいて、それ以上の手挙げはなかったということでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 44ページの観光費、委託料、観光推進委託料が約400万円減額されております。このやろうとしていた内容と減額の要因をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これにつきましては、地域おこし協力隊を観光協会のほうで採用する計画としておりましたけども、地域おこし協力隊がなかったということでございます。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 48ページ、防災費のハザードマップ作成委託料240万円減ですが、これは製本費のほうで減なのか、ハザードマップを作ろうとしたところの委託料の減なのか、その辺についてはどうでしょうか。

- 議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） これは、ハザードマップについては作成から印刷まで全て委託料ということで計上をしております、入札による残でございます。
- 議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。
- 9番（岸本眞一郎） このハザードマップの作って配布というだけでは、住民にはなかなかこれが生かせないと思うんです。自分で判断しろという話に多分なると思うので。そこら辺を、これからこれをハザードマップを活用して、どのような住民にこれが活用できるかというソフト的なものが必要だと思うんですが、その辺についてはどうお考えでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） その件につきましては、昨年の2年度の当初予算の本審議の中、また、それぞれの委員会の中でもるる説明をさせていただいたとおりでございますが、議員ご指摘のとおり、作って配布しただけでは全く意味がないということで、当然、防災福祉マップの事業であるとか、そういうところではこれを使った新たな、今度は県のほうの浸水想定もされたマップに変わっておりますので、そういうところも活用しながら、どんどん地域に出向いて活用していくようにやっていきたいと考えております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 9番、岸本眞一郎議員。
- 9番（岸本眞一郎） 52ページ、大変小さいので、杉の子塾補助金です、地区公民館でということですが、これはどの地区がやろうとしたものなのか。どういう内容のものをこれはしようとしているのか、ちょっとお知らせください。
- 議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。
- 教育課長（國岡厚志） 杉の子塾の補助金につきましては、智頭地区の公民館が行っているものなんですが、対象としては全地区でございます。もともと杉の子塾を智頭地区ではやっていたということだったので、引き続き、智頭地区のほうで補助をして対象を全部の地区に広げているものなんですが、本年度はコロナの感染症対策のため全ての事業を中止をしております。内容につきましては、ケーキ作りであるとか、そういった料理教室であるとか、キャンプであるとか、そういったものでございます。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本冊55ページ、学校給食費の工事請負費が160万4,000円減額になっていますが、これほどこの工事が中止になって、繰越しされるのかどうかも併せてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） これにつきましては、入札による減の分でございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、繰越明許費から公債費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計の補正予算全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 35ページ、委託料ですけども、ぜんそく児機能回復支援事業、これは確か半額補助だったと思うんですけども、これ人数はどのぐらい増えたのか教えていただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 人数の増えたところですが、2名増えております。

また、そのコース等によっても人数だけではなくて、回数等の増えにもよって増額しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 3番、安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 増えたのは、ぜんそく児の2名増えたということですよ。

あと、回数とかで金額がこう10万円ほど上がっているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） はい、そのとおりです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 先ほど岸本議員のほうからご質問のあった、まちづくり支援事業ですけれども、やはり3件採択しております。2件がソフト事業で、15万9,000円と128万円がソフト事業になっています。あと、ハード事業のほうで721万4,000円が、まちづくり支援事業の3件の採択事業となっております。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第46、議案第17号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第17号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

補正予算書61ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,217万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億4,686万1,000円とするものです。

歳出につきましては、67ページをご覧ください。

総務費では、新型コロナウイルス感染症並びにマイナンバーに関するシステム改修委託料の増額を、保険給付費では医療費、高額医療費の実績に伴う増額を措置しております。

歳入につきましては、66ページをご覧ください。主に県支出金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第47、議案第18号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。補正予算書69ページをご覧ください。

議案第18号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ244万5,000円を減額し、1,133万円としております。

歳出につきましては、77ページをご覧ください。

これは、決算見込みによりまして減額したものでございまして、委託料の減につきましては、入札時における請負差額によるものでございます。また、手数料につきましては、毎年度年度末の減額という値引きがございますので、それに伴うものでございます。

歳入につきましては、1ページ戻っていただきまして76ページとなります。先ほどの歳出の決算に合わせて減額をしております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第48、議案第19号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書79ページをご覧ください。

議案第19号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ47万4,000円を減額し、591万5,000円としております。

まず、歳入について説明をさせていただきます。84ページをご覧ください。

決算見込みによりまして、住宅新築資金貸付収入等それぞれの収入を調整しております。増減の内容につきましては、宅地取得資金と住宅新築資金貸付事業に

おきまして、貸付資金の回収が進んだことによる増と、それから県からの補助金が該当にならなかったことによります償還推進助成事業の減であります。

次に、85ページの歳出でありますけれども、貸付金収入等の決算見込みによりまして、一般会計への繰出金を含め調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 84ページの元利金、貸付金と元利収入が入ったということで、これは件数的にいうと、これは例えば1件のうちの方が両方を一括返済したという状況なのか、それともここら辺の返還状況については、どのような状況でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 返還状況におきましては、それぞれの方々からいただいておりますけれども、大きな額につきましてはお1人です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これは、両方とも1人の方という捉え方でいいんですか。宅地も新築も。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） はい、同じ方で両方合わせてお1人です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第49、議案第20号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書86ページをご覧ください。

議案第20号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）です。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ165万8,000円を減額しまして、総

額2億6,914万6,000円としております。

まず、歳出についてですけれども、94ページのほうをご覧ください。地方公営企業法適用支援事業の入札によります減額のほか、決算見込みによりまして減額しております。

歳入は93ページのとおり、国庫補助金の減額、一般会計繰入金及び町債の減額をしております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第50、議案第21号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書99ページをご覧ください。

議案第21号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ699万2,000円を減額しまして、総額3億6,666万円としています。

107ページをご覧ください。歳出でありますけれども、地方公営企業法適用支援業務の入札減によりますほか、決算見込みによりまして減額をしております。

歳入は、106ページのとおり、一般会計繰入金、町債の減額をしております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第51、議案第22号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書 1 1 1 ページをご覧ください。

議案第 2 2 号 令和 2 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 2 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 0 億 5, 7 8 8 万 7, 0 0 0 円とするものです。

歳出につきましては、1 1 8 ページをご覧ください。

いずれも決算見込みに伴う減額措置となっています。主に一般管理費では、当初週 5 日と見込んでいた会計年度任用職員の実績に伴う減、通所介護サービス C 型の対象者が少なかったことによる減等を行っております。

また、歳入につきましては、1 1 6 ページをご覧ください。財源につきましては、主に国・県基金のルール分と一般会計からの繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第 5 2、議案第 2 3 号 令和 2 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書 1 2 4 ページをご覧ください。

議案第 2 3 号 令和 2 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 8 5 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9, 6 2 9 万 2, 0 0 0 円とするものです。

歳出につきましては、1 2 8 ページをご覧ください。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額と、保険料の還付金の見込みによるもので減額を行っております。

歳入につきましては、1 2 9 ページをご覧ください。財源につきましては、保険料、繰入金、諸収入で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第53、議案第24号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第24号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

資本的支出を167万円減額し、8,100万3,000円、資本的支出を800万円減額いたしまして、1,707万1,000円としております。

詳細については支出3ページになります。収益的支出につきましては、決算見込みに基づいて維持管理費並びに人件費を減額しております。その下段になります資本的支出につきましても、同様に決算見込みによる減額をしております。

以上でございます。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第54、議案第25号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案第25号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）です。

病院事業会計予算書1ページをご覧ください。

収益的収入に5,842万4,000円を追加して、総額18億4,177万7,000円に、収益的支出に300万円を追加して、総額19億1,312万

9, 000円にするものです

その主な内容は、医療、介護、訪問看護等の事業間の人員の配置実績等に関する人件費、その他の組替えと、新型コロナウイルス感染症対策に伴う資材購入に要する経費を増額計上するとともに、保険証とマイナンバーカードの連携されることに伴います、対応するためにオンライン資格確認のシステム導入に要する経費と補助金を措置しております。

また、収入としまして、コロナに対応した診療を継続することに対する補助金として、国庫補助金等を計上しております。

次に、資本的収入額を172万2,000円減額して、総額2億8,030万2,000円とするものです。こちらは、新型コロナに対応するための医療機器等の導入実績に基づき減額するものです。

以上になります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今いろいろ説明があったんですが、結果として医業収益が約4億円近い赤字、老健も500万円近い赤字、そして、訪問看護も1,000万円、トータルが8,480万円の赤字となっているんですが、いろんな要因があると思うんですが、どうでしょう。主などういう要因でなったのか。本来なら、定例の委員会で病院の経営状況というのは、これまで資料で出てきてある程度把握できたんですが、今回いきなりこんな数字が出てきて、要因等がちょっと分かりにくいんですが、ちょっとそのこれだけの赤字になった要因についてお尋ねします。

○議長（大河原昭洋） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 収益のほうが落ち込んでいるというのが一番の大きな原因となります。外来診療につきましては病院事業全体としまして、まずは今年は新型コロナ対策、新型コロナの影響というものがかなり大きいと思われま。利用者さんの受入れを一時的に休止したものと、そういったものもありますので、収益面での減が大きくなっております。

また、外来診療につきましては、ここ数年ですが継続して患者数のほうも減少

しているという状況にあります。そういったところから、収入と支出の差引きとしては、単純に言うと赤字が出ているというのは確かなところになります。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 最終的に今8,500万円近いんですが、冒頭に5,800万円補正を入れています。これは、この5,800万円入れた上で、この8,500万円の赤字になったという見方をしているのか。そこら辺、補正の関係をちょっとお知らせください。

○議長（大河原昭洋） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 単純に、これを入れて赤字かどうかというところだとは思いますが、あとこれには実際の現金を伴わない体系上の処理も中にはありますので、減価償却費だとか、そういった部分がありますので、最終的には歳出も最終決算の額ではありませんので、ここまで使用せずに何とか切り詰めた運営も、今現在もしているところですので、最終決算した場合にもう少しそこまでの赤字幅にはならないものと、今のところは考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私の確認したいのは、そういう努力はしていただきたいんですが、この5,800万円補正で入れた結果でもなおかつ、この8,500万円近い赤字になっているという。決算上では今のそういう現状だという認識ですね。この補正で入れなかったら、当然もっとその分だけ赤字幅が増えている。そういう見方でよろしいですねということです。

○議長（大河原昭洋） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

議員の皆さんは議員控室のほうに、全員協議会を開きたいと思いますのでお願いいたします。

休 憩 午後 4時08分

再 開 午後 4時13分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第45、議案第16号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第9号）の
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第17号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47、議案第18号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第19号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会

計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第49、議案第20号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第21号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第51、議案第22号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第52、議案第23号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第53、議案第24号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第54、議案第25号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第55 陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第55、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時18分

再 開 午後 4時28分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、町長から追加議案の送付がありました。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議案第54号並びに議案第54号の審議に関連する案件の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、日程第56並びに日程第57を日程に追加することに決定しました。

日程第56 議案第54号

○議長（大河原昭洋） 日程第56、議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） このたび、追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、3月1日に有権者の50分の1以上の連署をもって、地方自治法第74条第1項の規定に基づく、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正請求がありましたので、同法同条第3項の規定により、本議会に付議するものであります。

これは、令和2年9月18日に可決された同条例の一部改正において改正された議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員報酬月額について、議案のとおり改正前の報酬月額に改正するものであります。なお、この議案については、同法同条同項の規定により、条例改正請求に対する町長の意見を付して議会に付議することになっておりますので、次のとおり、私の意見を申し述べさせていただきます。

平成29年の智頭町議会議員一般選挙において無投票となったことを踏まえ、議会では平成30年12月に議会改革に関する調査特別委員会を立ち上げ、町民アンケートの実施など調査・研究を重ねられ、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、令和2年9月議会において議員発議により提案され、可決されました。

しかしながら、この条例の改正について、その後に開催された議会報告会などで改正に理解を示される方、報酬の増額に反対の方、進め方に疑問を持たれる方などから様々な意見がありました。これら町民の皆さんからの多くの意見を受けて、議会では令和2年12月に議会活動の充実に関する調査特別委員会を立ち上げられ、町内87集落に出向き、その後、町民とのシンポジウムの開催、さらに各地区での説明会を開催するなど、町民の声を聞いてこられました。

一方、今回の条例改正請求に係る署名活動においては、1,167人もの署名がありました。本議案の審議に当たっては、議員の皆様が主体的に取り組まれた活動の成果と、署名された1,167人の意志を踏まえ、適正な判断をされることを望みます。

以上、追加提案した議案の概要を説明しましたので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

次に、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 町長としては、議会に適正な判断をとすることは当然のことだと思いますが、先ほどの本会議の中で行革プランなんかを見ますと、本当に智頭町の厳しい財政状況が予想されています。令和6年度にはこのままいくと基金残高が2億9,000万円、そして補助費等も令和2年度に比べて半額以下の6億3,000万円ですか。半減するというような、切り詰めないとやはり財政運営がもたないような現状が既に示されております。

やはり補助費等が減るということは、町民にとっては行政サービスが多分低下するという部分にもなりましようし、そういった面、このような現状を考えたときに、町長は本当に中立的な立場に立ったときに、なるべく行政サービスが低下しないようにという、昨年町長が当選された暁には住民満足度の高いまちを目指すんだと言っておりました。そういう現状を踏まえたときに、やはり町長としては、なるべく住民にしわ寄せがいかないような財政運営がしたいのではないかなと思うんですが、そういったところについて町長の所管をちょっとお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 行革とも絡めてお話をされましたが、これにつきましては、もともとは議員発議の中で提案されたことであります。ですので、行革の方針と並べて話をするべきではないと思っています。行政改革プランを出しましたら、今日もその箇所を説明しましたが、平成17年からずっとその傾向を出しているわけです。そういうことを理解の上で、議会も発議され可決されたんだと思っていますので、今、ここで私がそれに対して意見を述べるのは、ちょっと筋が違うのではないかというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、その行革プランについての意見というよりも、やはり町長としては、これから厳しい町の財政運営が待ち受けているという認識の下に、やはり行政サービスを低下させずに住民に安心感を持っていただきたいという、多分思いがおありだろうと思うんです。

仮に、この報酬アップの議案が成立しますと、年間で1,200万円の財源が

必要だと。結局は、本来ならこの1, 200万円は住民サービスに使われる財源だという見方もできますので、そういった観点から見ると、やはり住民サービスを充実させるというほうに力点を置いていただきたいなど。ここで、それについてどうだということは多分言えないと思うんですが、心情的にはやはりそういう気持ちになってほしい、なるんだろうなと思うんですが、今の時点でそこは明確には、やはりこの場では話せないということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 金兒町長。

○町長（金兒英夫） 先ほども言いましたとおり、岸本議員が今言われる、今の条例でいけば岸本議員が言われる1, 200万円なのかもしれません、増えるのが。ただ、1, 200円増えるから町民の行政サービスが低下するかということは、即は言えないんだろうと思います。その1, 200万円が増えることで1, 200万円以上の、議会議員の皆様が町民に対してサービスを向上させるようなことになれば、それはそれでペイできるのではないかと思いますので。

ですから、ここの段階でそれは右ですか、左ですかと言われても、私はそこでは自分の意見を述べるのは、ちょっと控えさせていただきたいということをやったわけです。

○議長（大河原昭洋） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第57 条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて

○議長（大河原昭洋） 日程第57、条例改正請求代表者に意見を述べる機会を与えることについてを議題とします。

議案第54号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についての審議を行うに当たっては、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないとされており、併せて同法施行令第98条2第2項の規定により、請求代表者が複数であるときは意見を述べる機会を与える請求代表者の数を定めることとなっています。

お諮りします。

請求代表者に意見を述べる機会を与えることについては、お手元に配付のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり決定しました。

なお、地方自治法施行令第98条の2第1項及び第3項の規定により、ただいま議決した事項を請求代表者に通知するとともに、告示及び公表します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月10日から3月11日の2日間、3月13日から3月18日までの6日間及び3月20日から3月21日の2日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月11日の2日間、3月13日から3月18日までの6日間及び3月20日から3月21日の2日間を休会とすることに決定しました。

3月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。また、3月12日は午後2時30分から本会議を開き、直接請求に係る代表者の意見陳述を行い、3月19日は午後2時30分から本会議を開き、議案第54号の討論並びに採決を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る3月22日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 4時40分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年3月8日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 國 本 誠 一